別添1
新しい地方経済・生活環境創生交付金
デジタル実装型　TYPE1/V/S
制度概要

令和６年12月23日

内閣府　　地方創生推進室
内閣官房　新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
　　デジタル行財政改革会議事務局
デジタル庁　国民向けサービスグループ

目次

1.「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の概要（P. 3 ）

2. デジタル実装型の優遇措置について（P. 9 ）
　２-1.共通化・標準化の推進
　２-2.マイナンバーカードの利活用
　２-3.スタートアップの活用
　２-4.地域間連携の促進
　２-5.政策・施策間連携の推進
　２-6.その他

3. デジタル実装型： TYPE1/Vの共通要件（P.45）

4. デジタル実装型：各TYPEの要件（P.51）
　４-1.TYPE1
　４-2.TYPEV
　４-3.TYPES

5.　デジタル実装型における留意事項（P.91）

6.　【参考】実施計画作成にあたるポイント（P.94）

7.【関連事業】デジタル実装計画策定支援事業（P.102）

8. デジタル実装型：スケジュール（P.106）

9. 予告　各府省施策との連携について（P.108）

１.「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の概要

新しい地方経済・生活環境創生交付金の概要

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第２世代交付金

新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金を創設し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施まで強力に後押しする。

- ハード＋ソフトや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

最先端技術教育の拠点整備・実施（ソフト・ハードの一体的支援）

農産物直売所・多世代交流施設の一体的な整備（分野横断的な支援）

地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

国の伴走支援の強化

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口

地域アプリ

オンライン診療

地域防災緊急整備型

地域産業構造転換インフラ整備推進型

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）
令和６年度補正予算額　1,000.0億円

事業概要・目的

○「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。

○地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。

○小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【新地方創生交付金（第２世代交付金）】
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

【デジタル実装型】
- デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。

【地域防災緊急整備型】
- 避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組への支援を創設。

【地域産業構造転換インフラ整備推進型】
- 半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援。

資金の流れ

国 → 交付金 → 都道府県 市区町村

※地方財政措置については検討中

期待される効果

○地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

新しい地方経済・生活環境創生交付金の概要

■新しい地方経済・生活環境創生交付金　令和６年度補正予算額：<u>1,000億円</u>

【内訳】

第２世代交付金

- ✓　新たに地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金を創設
- ✓　地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な関係者（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施まで強力に後押し

デジタル実装型

- ✓　デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援
- ✓　新たなデジタル技術を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組への支援を創設

地域防災緊急整備型

- ✓　避難所の生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組への支援を創設

地域産業構造転換インフラ整備推進型

- ✓　半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援

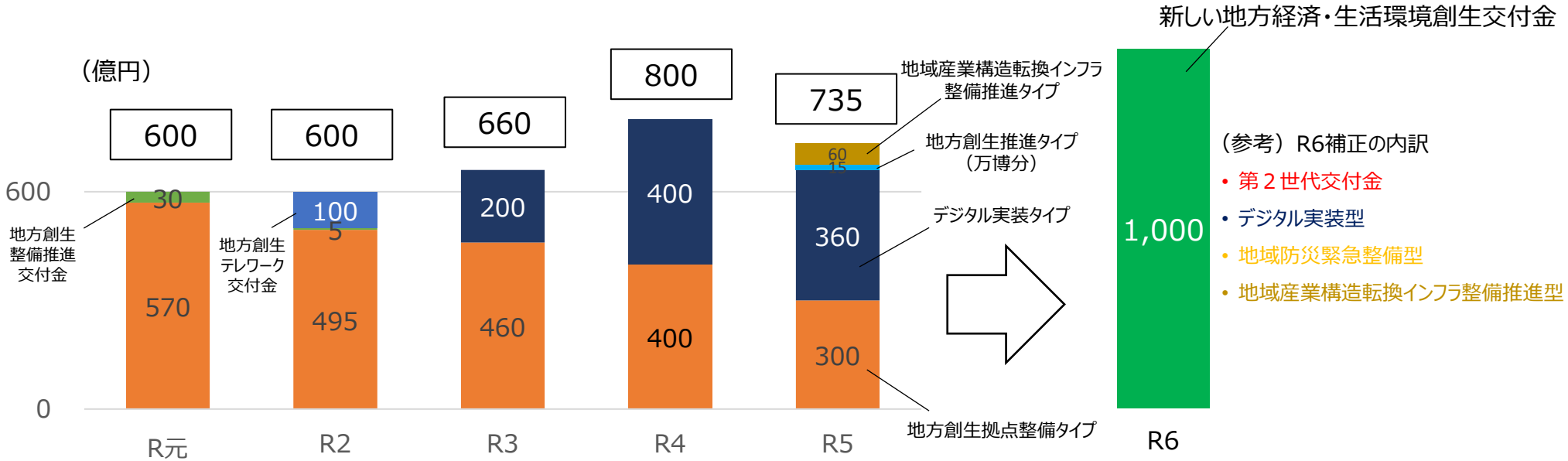

デジタル実装型の概要

- **複数の地方公共団体による広域連携の下で**デジタル技術を活用して行う地方創生の取組や、地域のニーズ、実態に沿った多種多様なサービス実装の取組への支援を強化
- デジタル実装タイプTYPE 2/3を発展改組し、**ブロックチェーン、NFT、Web3.0等をはじめとする新たなデジタル技術**を**複数の地方公共団体が共同で調達・利用**する取組を支援するTYPEVを新設

デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ		新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型		
デジタル行財政改革先行挑戦型【TYPE5】	「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組 【事業費：5億円　補助率：3/4】	デジタル行財政改革特化型【TYPE5】	「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組 【事業費：**3億円**　補助率：3/4】	継続支援
デジタル社会変革型【TYPE3】 データ連携基盤活用型【TYPE2】	下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの ・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓 ・AIを高度活用した準公共サービスの創出 【国費：4億円　補助率：2/3】 データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組 【国費：2億円　補助率：1/2】	★New★ 先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】	**ブロックチェーン、NFT、Web3.0等をはじめとする新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体が共同で調達・利用し、効率的かつ効果的に地方創生に取り組むものを支援** **【国費：4億円　補助率：2/3】**	新類型として発展統合
優良モデル導入支援型【TYPE1】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組 【国費：1億円　補助率：1/2】	優良モデル導入支援型【TYPE1】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組 【国費：1億円　補助率：1/2】	継続支援
デジタル実装計画策定支援事業【TYPE0】	TYPE1等の申請段階に満たない地方公共団体に対するデジタル実装に向けた伴走支援 【委託事業 ※自治体の費用負担なし】	デジタル実装伴走支援事業【TYPE0】	TYPE1等の申請段階に満たない地方公共団体に対するデジタル実装に向けた伴走支援 【委託事業 ※自治体の費用負担なし】	継続支援
地方創生テレワーク型	サテライトオフィス等の整備、利用促進、進出企業定着支援 【国費：0.6億円　補助率：2/3、1/2】	**廃止**		

デジタル実装型：制度概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【新】【TYPEV】ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術（※）を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援 ※例：NFT、DAO等システム、AIツール、マイナカード、データ連携基盤など 【TYPES】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

＜TYPE別の内容＞

デジタル行財政改革特化型【TYPE S】	「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組	事業費：**3**億円 補助率：3/4 ＋ 伴走型支援
【新】 **先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】**	ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援	国費：**4**億円 補助率：2/3
優良モデル導入支援型【TYPE１】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組	国費：**1**億円 補助率：1/2

＜対象事業（一例）＞

【TYPE V】

生活者参加型のマイナンバーカード活用
～LoCoPi×ノッカル～（富山県朝日町）

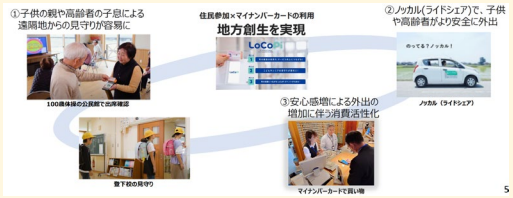

【TYPE1】

書かない窓口

地域アプリ

オンライン診療

(注) 上記のほか、デジタル実装伴走支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援。

２.デジタル実装型の優遇措置について

デジタル実装型TYPE1/Vの優遇策全体像

複数の地方公共団体による連携の下で行われる取組をより一層後押しするとともに、新たに、サービスカタログ、DMP等を通じてSaaS活用を行う地方創生の取組を支援します。

	対象	上限額 補助率	共通化・標準化	カード 利活用	スタートアップ 活用	地域間 連携	政策・施策間 連携	その他
先進的デジタル公共財活用型【TYPEV】	ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援	国費：4億円 補助率：2/3	デジタル公共財又は新興型デジタル公共財の活用必須	マイナンバーカードの新規用途開拓を新興型デジタル公共財として取り扱う	サービスの提供主体、または一部機能を提供する場合は加点	共同調達・利用スキームの組成必須	一定の政策・施策間連携事業は加点	
優良モデル導入支援型【TYPE１】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組	国費：1億円 補助率：1/2	国等により全国共通に提供されるサービスを利用する場合は加点 ・デジタル地方創生モデル仕様書 ・サービスカタログ掲載のSaaS等 ・DMP（※）を活用した調達 ・自治体窓口DXSaaS ・J-LIS「コンビニ交付サービス」 （※）Digital Market Place：地方公共団体がWebからデジタルサービスを調達できる仕組み	カードの利活用を含む場合は加点		地域間連携事業は加点 ※一定の地域間連携の枠組みを緩和		未採択団体の優先採択／新たな分野のサービス実装は加点

※赤字＝前回との差分

２-１.共通化・標準化の推進

２-１-１.デジタル地方創生モデル仕様書（TYPE1/V）

地域でのデジタル実装の展開

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの導入の展開を進めるため、
モデル仕様書に準拠した実装を行う場合は、一定の「加点」を措置します。

■ **デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」**
https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/

➢ 「推奨機能を有するサービス/システム」と同等以上の機能を抽出したモデル仕様書に準拠した実装を行う事業

- AIオンデマンド交通システム
- 母子健康手帳アプリ
- 健康ポイント
- オンライン診療
- 保育所業務支援システム
- 授業支援システム
- AIドリル
- 地域通貨・ポイント
- オンライン申請
- 住民等向けポータル
- 電子図書館
- 避難所運営システム
- 公開型GIS
- 公共施設等予約システム（新）
- デジタルミュージアム（新）
- 公共施設等のスマートロック(新)
- 自治会業務システム（新）
- 検診予約システム（新）
- 観光周遊ポータル（新）
- 保育所入所選考（新）
- 高等学校入学者選抜手続き（新）

本加点措置は、計画申請時に宣言したモデル仕様書を入札等で業者を公募する際に活用することを前提とし、別添7及び実装機能回答票のとおり、国への活用実態の報告を求めます。デジタル庁では、モデル仕様書活用による調達事務の削減効果検証等も含め、本取組の関連調査の実施を予定しておりますので、活用される団体はご承知おき願います。

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋ **5** 点 (100点満点)
モデル仕様書に準拠した実装を行う事業

※本加点措置は、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」の活用が必須であり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います。

デジタル地方創生モデル仕様書

- デジ田交付金の採択実績が多い等の主要なサービスについて、これと**同等以上の機能を有する調達を支援**するため、必須機能等を抽出した**モデル仕様書を公開**しています。
- モデル仕様書の機能要件を満たしたサービスについては、**各サービス類型を代表し「推奨機能を有するサービス/システム」として「★」をつけてデジタル地方創生サービスカタログに掲載**しています。

● モデル仕様書の目的

- サービス/システム等の導入検討のハードルを下げ、「実装/やってみる」を支援。
- 限られた人的リソースのなか、検討や仕様書作成作業等に時間を費やすのではなく、実装や活用に注力。
- 導入コストの大幅軽減、相互運用性確保、市場価格の適正化（ベンダーロックイン回避）を企図。

モデル仕様書案（公共施設等予約システム）

①　②　③

※1：自治体にとって必須と思われる機能
※2：委託元によって業務上必要となる場合は必須となる機能
※3：2025/4以降で実装が望まれる機能

モデル仕様書・要件定義(案)										
機能分類体系					必須機能※1	選択必須機能※2	今後拡張が望まれる機能※3	事業者回答欄		
大項目	中項目	小項目	要件（自治体は修正できない欄）	詳細要件・補足説明（自治体が指定する要件や事項を記入する欄）				事業者名		
								サービス/システム名		
								対応可否	実装状況・対応状況を記載する欄	
■基本要件								対応可の項目に○を記入ください		
基本事項	サービス提供環境	機器環境	利用者側及び管理者側の機器環境として、指定する機器環境に対応すること。	（記入例） 利用者側の機器環境 対応デバイス：スマートフォン 対応OS、バージョン：Android11以降、iOS12.5.4以降 対応ブラウザとそのバージョン：Chrome55.0.283以降、Safari10以降 管理者側の利用環境 対応デバイス：PC 対応OS、バージョン：Windows11 21H2以降 対応ブラウザ、バージョン：Microsoft Edge 94以降	○					
		ネットワーク環境	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について指定する要件に対応すること。 提案する内容が要件と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	（記入例） 利用者側環境：インターネット 管理者側環境：LGWAN、インターネット インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。	○					
		データ管理	データ管理環境について指定する要件に対応すること。 提案する内容が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	（記入例） サービスで保有するデータは、日本国内に設置されたサーバに限る。 利用者側アプリで登録するデータは、デバイス内には保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。		○				
			データのバックアップに関して指定する要件に対応すること。 提案する内容が要件と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	（記入例） バックアップ環境：指定した場合を除き全て日本国内であること。 サイクル（間隔）：週次（日曜日） 保有世代数（保有期間）：４世代（４週間分） その他必要な条件を記載	○					

モデル仕様書の活用方法

① 要件は、サービスとして考慮を要する事項であるため、修正は認められない。
② 詳細要件・補足説明については、要件に対して具体的に記載を行う。
③ 必須機能の削除は認められない。

※具体的な活用方法については、「サービスカタログ及びモデル仕様書を活用して調達するための手引き」をご確認ください。
https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/

モデル仕様書の活用イメージ

■　モデル仕様書を活用いただきたい自治体担当者様（ターゲット）

- ノウハウがなく、人手も足りない中でデジタル実装の検討に取り組めない
- 必要なサービス/システムについてどのような仕様書を作成すればよいか分からない
- 仕様書作成が負担で、サービス・システムの活用にリソースが回せない

主に【TYPE1】申請をこれから検討している自治体向けサポートツールとして機能

モデル仕様書の活用サイクル

検討（９月～）

・次年度予算要求も視野に、事業での課題の洗い出しを実施
・デジタルでの課題解決について**サービスカタログ・モデル仕様書を活用**して検討を実施

申請（１２月～）

・検討結果を踏まえ、**モデル仕様書を活用して**計画書等を作成
・交付金申請（モデル仕様書活用による加点措置）
※事業の実現性の観点から交付金申請に当たっては、必ず事業者等から見積を取得してください。

活用（４月～）

・交付決定後、モデル仕様書を活用し、調達仕様書を作成のうえ**競争入札をはじめとする公募で**契約事業者を選定
・**モデル仕様書を活用しながら**決定事業者と**要件を決定**し、事業を実施

報告（６月～）

・事業者決定後、**モデル仕様書活用状況報告書**の提出
・併せて、事業者の公募時に使用した**調達仕様書、実装機能回答票**（モデル仕様書の要件への事業者の対応状況を記載）の提出

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（１／３）

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
1	オンデマンド交通システム	AIオンデマンド交通システム	ダイヤが固定ではなく、乗客のリクエストに応じ、AIがリアルタイムでルートを決定し運行するサービス
2	母子健康手帳アプリ	母子健康手帳アプリ	妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイス等を行うシステム
3	健康管理アプリ	健康ポイント	健康情報の記録、共有等ができ、これらの行動を通じたポイントの付与ができるシステム
4	オンライン診療	オンライン診療	自宅、職場、医療機器等を搭載した車両等の遠隔から医師との診療をオンラインで受けることができるサービス
5	保育所等業務のデジタル化	保育所業務支援システム	入退室・勤怠時刻の管理、保護者との連絡、帳票書類の管理、請求管理機能などの機能を持つ保育所の業務支援システム
6	校務支援システム導入	授業支援システム	特定の教科に依存せず、画面・ファイル等の共有・同時編集、論理的思考能力・プレゼン能力などを育てるための機能などを持つ学習・授業支援システム
7	オンライン学習環境、遠隔合同授業環境整備	AIドリル	AIにより小中学生の児童生徒個々に最適な問題を出題する5教科対応のデジタル学習教材

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（２／３）

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
8	地域通貨・ポイント	地域通貨・ポイント	地域マネー機能、地域ポイント機能、地域クーポン機能など加盟施設・行動による付与・決済が行え、データ分析により地域の活性化に利用できる地域通貨・ポイントシステム
9	オンライン申請	オンライン申請	自治体職員が様々なオンライン申請のための申請画面等を作成できるノーコード開発システム
10	住民向けポータルアプリ	住民等向けポータル	住民等の利便性向上を企図したワンストップサービスへの入り口となる、情報ポータルサービス
11	電子書籍（デジタルライブラリー）	電子図書館	コンピュータ・データベースを利用したウェブサイト上の図書館で、開館日や開館時間を気にせず、いつでもインターネットを通じて閲覧・貸出・返却ができるサービス
12	被災者支援業務のデジタル化	避難所運営システム	マイナンバーカードを活用した避難所受付、避難所管理など効率的かつ避難者、管理者にとって利便性高く避難所運営をするためのシステム
13	地理情報システム（GIS）の活用	公開型GIS	GIS（地理情報システム）により、インフラ情報を一元的かつリアルタイムで管理し、住民や事業者へ情報をオープン化するシステム
14	自治会業務のデジタル化	自治会業務システム	回覧板や地域の情報提供機能を備えて、自治会内での連絡、情報共有を円滑にできるシステム

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（３／３）

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
15	公共施設等予約システム	公共施設等予約システム	公共施設等の空き状況の確認や予約、決済についてオンライン上で完結できるシステム
16	スマートロックの導入	公共施設等のスマートロック	公共施設等の予約と連動し、施設の鍵情報の生成、受け渡し、返却から鍵情報の管理までオンラインで完結できるシステム
17	高等学校入学者選抜手続	高等学校入学者選抜手続	高等学校入学者選抜手続きにかかる出願準備・願書の提出・入学検査料の納付・受検票の出力・合否の通知や結果確認等、一連の手続きがオンラインで完結できるシステム
18	デジタルミュージアム	デジタルミュージアム	古文書や芸術作品などの文化財・文化資源等をデジタルコンテンツ化し、オンライン上で検索、閲覧できるたシステム
19	自治体の検診予約のデジタル化	検診予約システム	自治体が実施する健康診断などの日程予約、問診票の作成などをオンライン上で行えるシステム
20	保育所への入所選考に係るデジタル活用	保育所入所選考	保育所への入所選考について、AI等を活用して迅速に審査、結果通知をオンライン上で受け取れるシステム
21	観光周遊ポータル・アプリ	観光周遊ポータル	地域マップや観光情報等をとりまとめて一つの入り口から確認、検索できるポータルサービス

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

2 - 1 - 2 .SaaS等活用（TYPE1）

SaaS等活用支援（共通化・標準化）加点措置の趣旨

- TYPE1は既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、地域の個性を活かしたデジタルサービスを地域・暮らしに実装することに大きく貢献してきた一方で、自治体からはシステム導入が容易で安価なものを比較して選定したい、といった声も聞かれます。
- このため、**安全性が担保され、かつ、小規模自治体などでも導入が簡易なシステム等の普及を目的として、SaaS（※）に代表されるようなシステム購入を支援する加点措置を新設**します。（当該加点措置により採択された事業を、**「TYPE1Plus」と呼称**し、公表することを予定。）
- 具体的には、デジタル庁のサービスカタログに掲載（令和６年12月時点）のSaaS等を加点措置（６点）対象とします。
- 同カタログで想定される対象サービスには、①SaaSに加えて、②その他上記趣旨に合致したデジタルサービスも含まれます。

（※）SaaSとは、「利用者に、特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能、運用管理系の機能、開発系の機能、セキュリティ系の機能等がサービスとして提供されるもの。」（デジタル庁）と定義され、一般にはクラウドベースで提供されるソフトウェアを指します。

（参考）デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ」(https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/)

【対象となるシステムの具体例（イメージ）】

（子育て）
保育所業務支援システム

（医療・福祉）
病院等業務のデジタル化

（モビリティ）
オンデマンド交通システム

（防災・インフラ）
地理情報システム（GIS）の活用

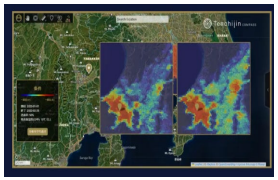

（出所）「デジタル地方創生サービスカタログ」掲載の各サービス提供事業者HP

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋**6点**（100点満点）
デジタル庁が提供するサービスカタログに掲載されているSaaS等の実装を行う場合

SaaS等活用支援の加点対象（サービスカタログにおけるデジ行財が指定するサービス分野・分類）

- デジタル庁が運営する「デジタル地方創生サービスカタログ」は、TYPE1で採択実績のあるサービスについて、事業者からの申請に基づきサービス掲載するカタログサイトであり、優良事例の横展開を支援することを目的としています。
- 同カタログにより、自治体担当者が優良事例を容易に検索することが可能であり、「安全性が担保され、かつ、小規模自治体などでも導入が簡易なシステム等」の実装を支援するTYPE1Plusの加点目的にも合致することから、デジ行財が指定する分野・分類のうち、同カタログに掲載されているサービスを選定する場合に、加点措置を講じます。

- □ 個別最適化学習
- □ オンライン学習環境、遠隔合同授業環境整備
  （校務支援システム導入）
- □ 健康管理アプリ
- □ オンライン診療
  （服薬指導）
- □ 医療MaaS
- □ 病院等業務のデジタル化
- □ 自治体検診予約のデジタル化
- □ 高齢者・障がい者等の健康管理
  （介護認定審査業務のデジタル化）
- □ 母子健康手帳アプリ
- □ 保育所等業務のデジタル化
- □ 保育所への入所選考に係るデジタル活用
  （児童相談所等業務のデジタル化）
- □ オンデマンド交通システム
- □ バスロケーションシステム
- □ 住民向けMaaS
  （運転免許認知機能検査のデジタル化）
  （自動運転）
  （ドローン／ロボットを活用した物流配送）
- □ 交通キャッシュレス導入
- □ 地理情報システム（GIS）の活用
  （地籍図、各種台帳等のオンライン公開（GISを用いないデジタル化））
- □ インフラメンテナンス
  （スマート建設）
- □ 被災者支援業務のデジタル化
  （消防・救急業務のデジタル化）
- □ 防災ポータル・アプリ

（注１）デジタル行財政改革の重点分野（教育、子育て、医療・介護、福祉相談、モビリティ、インフラ、防災）に該当するサービス分類を指定。
（注２）かっこ書き（灰色）のサービス分類については、令和６年12月23日時点で登録サービスがないため、今回の募集においては加点対象となりません。

２-１-２.デジタルマーケットプレイス（DMP）　（TYPE1）

DMP（デジタルマーケットプレイス）の活用

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・ソフトウェアを調達する取組の普及を図るため、DMPサイトの調達モードを活用してSaaSの調達を行う場合は、一定の加点措置を行います。

■ **<u>デジタル庁が公開しているDMPサイト</u>**（掲載ソフトウェアの正式公開は1月下旬以降を予定）

https://www.dmp-official.digital.go.jp/

（要件）

➢DMPサイトの調達モードを活用してSaaSの調達を行うこと

本加点措置は、計画申請時にDMPサイトの活用を宣言するとともに、交付決定後、実際にDMPサイトを活用して調達を行うことを要件としています。実施報告時に、報告書に加えて、DMPサイトから出力した帳票及び公告資料（随意契約の場合を除く）の提出が必要となりますのでご留意ください。

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋ **1** 点 (100点満点)
DMP活用した調達を行う事業

※本加点措置は、デジタル庁が公開するDMPサイトを活用した調達が必須であり、それ以外の方法で調達する場合は、加点措置が認められないことに留意願います

２-１-３.自治体窓口DXSaaS・J-LIS提供サービス（TYPE1）

自治体窓口DXSaaS

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、一定の加点措置を行います。

■ **<u>①：デジタル庁が提供する「自治体窓口DXSaaS」</u>**

➢ 地方公共団体窓口での申請手続等に関して、住民が窓口を複数回らず、氏名住所等を複数回書く必要がない「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を促進するため、デジタル庁がガバメントクラウド上で提供するサービス

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋最大**12**点（100点満点） ※条件による傾斜あり
国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること ●自治体窓口DXSaaS（デジタル庁） • 窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用して（内定団体含む）BPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（＋12点） • 窓口BPRアドバイザー育成研修に職員を派遣して（内定団体含む）独自にBPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（＋8点） • 上記以外でBPRを実施済み、又は、これから実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する（＋４点）

※共通化・標準化の効果を適切に発揮させる観点から、すでにBPRを済ませている、あるいはBPR実施と合わせてサービス実装する場合に限り、加点措置の対象とします。また、事業採択後に「自治体窓口DXSaaS」以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います。

コンビニ交付サービス（J-LIS）

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、一定の加点措置を行います。

■ **②：J-LISが提供する「コンビニ交付サービス」**

➢ J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が自治体基盤クラウドシステム（BCL※）によって提供する「コンビニ交付サービス」を利用して、住民向けサービスを提供する事業
(URL：https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/)

※Basic Cloud systems for Local governmentの略称

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋ **3** 点 (100点満点)
国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること ●「コンビニ交付サービス」（J-LIS）

※本加点措置は、J-LISが提供する「コンビニ交付サービス」を利用することを前提とするものであり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います

２-２.マイナンバーカードの利活用（TYPE1/V）

マイナンバーカードの扱い

マイナンバーカードを活用することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能です。
そのため、デジタル実装型においては、
（１）マイナンバーカードの利活用を行う地方公共団体の取組に対し優遇措置を行うとともに、
（２）今後の情報提供等の支援も含め、利用シーン拡大に向けて積極的に支援していきます。
国としても、全地域でのカードの普及・浸透に向け、各省の施策を総動員していきます。

【マイナンバーカードの活用イメージ】 ※庁内に止まらず住民等に裨益することが必須

マイナンバーカードの認証による手ぶら観光

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、おもてなしサービスが受けられる、手ぶら決済が可能になる、ポイントを獲得できる等

大学における学生証利用等

- 学生利用PCのログイン、学内施設の入退館管理等にマイナンバーカードを利用

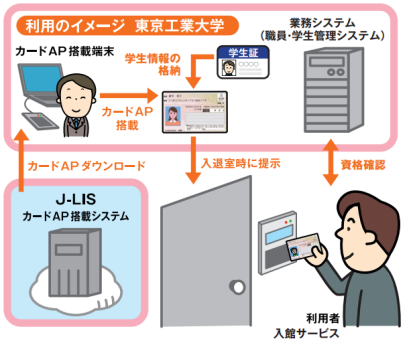

オンライン市役所サービス

- 市役所に行かなくてもサービスが受けられる（出張行政サービスなど）

避難所の受付

- マイナンバーカードを提示することで避難所への入所が可能
（入所登録の迅速化・効率化）

マイナンバーカードの扱い

マイナンバーカードの利便性向上・利用シーンの拡大を更に推進する観点から、マイナンバーカードの利用シーン拡大に関する取組は引き続き支援してまいります。

マイナンバーカードを利活用する取り組みの優遇

【優良モデル導入支援型（TYPE1）】

- 申請事業が**マイナンバーカードを利活用する場合は、一定の加点措置**を講ずる。

【デジタル社会変革型（TYPEV）】

- **新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓を行う申請事業を高補助**にて支援する。

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋4点 (100点満点)
マイナンバーカードを何らか利活用する取組である場合

２-３.スタートアップの活用（TYPE1/V）

スタートアップの活用

地方において「スタートアップ」が活躍する機会を積極的に増やす観点から、地域に実装するサービスの提供主体が「スタートアップ」である事業の場合には（※要素機能のみ提供する場合も対象）、一定の加点措置を行います。　※下記に示したスキームに当てはまらない場合は別途個別に相談

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージです

＋4点 (100点満点)

「スタートアップ」が
サービスの提供主体である場合

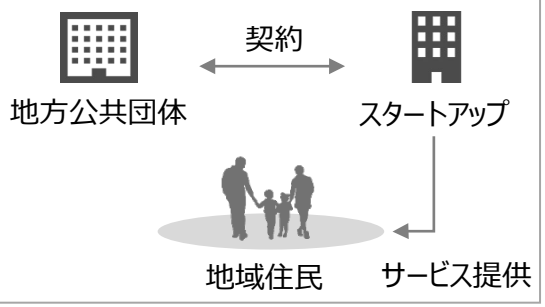

＋2点 (100点満点)

「スタートアップ」が提供サービスの
一部機能を担う場合
例：マイナンバーカード認証、アプリの決済機能

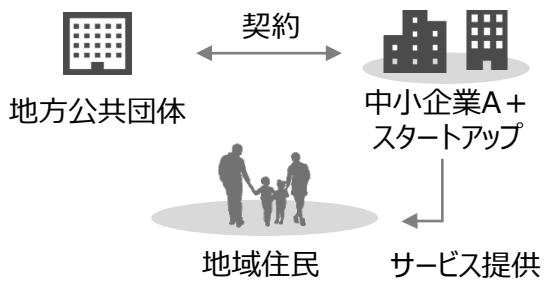

加点なし

事業推進体制には入っているが
住民への提供サービスに
関与していない場合

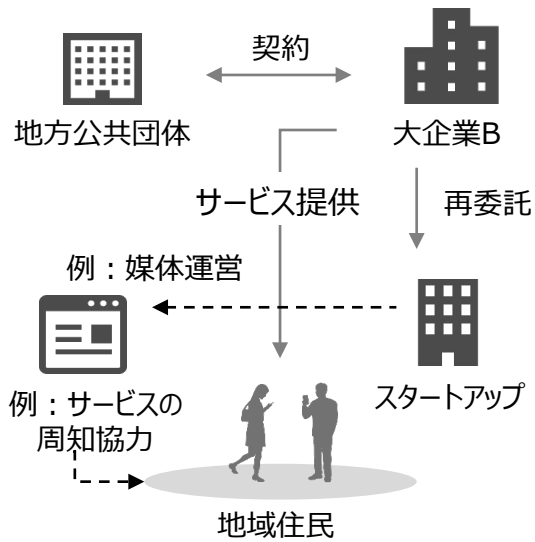

＋

さらに＋2点 (100点満点)

当該「スタートアップ」が「地場スタートアップ」である場合（詳細は次項参照）

本加点措置は、調達時に計画申請時に記載したスタートアップを活用することを前提とし、調達時の活用実態を国に報告することを求めます。
内閣府では、本取組の関連調査を次年度に実施することを想定しておりますので、活用される団体はご承知おき願います

スタートアップの活用（要件）

■ **本交付金にて加点対象とする「スタートアップ」の要件**

➢ 以下要件を満たす「スタートアップ」が主たるサービス提供者であること、または一部機能提供を担うことが確認できる事業の場合、加点を行います

- 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
- 創業から15年以内であること
- 未上場であること
- 申請時にプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること

■ **本交付金にて加点対象とする「地場スタートアップ」の要件**

➢ 上記の要件を満たす「スタートアップ」が、以下の要件のいずれかを満たす場合、地域での「スタートアップ・エコシステム」の担い手としての活躍を期待し、さらに加点を行います

- 申請主体である地方公共団体の位置区域で、事業の拠点（本社または支社機能の設置、ないしは1年以上のサテライトオフィス法人契約を締結済）を置いていること
- 3年以内に、申請主体である地方公共団体における、スタートアップを対象とした実証事業に採択実績があること　※なお、例えば「スタートアップ」が県の実証事業に採択され、県下の村をフィールドにて実証を行った場合は、当該県または当該村いずれも申請可能とする
- その他、当該団体内での特筆すべき地域に根差した活動を実績を行っていること（例：当該地域での別サービスの展開、協定の締結等）

スタートアップの活用（要件）

以下に該当する企業は「スタートアップ」の対象外とし、加点は行わない方針です

■ **「スタートアップ」の対象外**

- 常時雇用する従業員数*が**500人**以上の企業（以下「対象外企業」という。）
- 発行済株式の総数の1/2超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業
  ※なおこの場合の「対象外企業」には、VC（ベンチャーキャピタル）は含まれない

*注）常時雇用する従業員数とは
正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指す。
（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。）
① 期間の定めなく雇用されている者
② 過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者
（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

スタートアップ活用におけるよくある質問（1/2）

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

Q スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか

A いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となりますが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件を付すことは考えておりません。

（NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加点対象である「スタートアップ」企業には該当しません。加点対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ありません。）

Q 地場スタートアップの要件における「本社または支社機能」の定義は何か

A 当該地域における継続的な拠点機能を有することを求めるものであり、登記上の本店や支店に限られず、実質的に本社又は支社の機能を果たす事務所又は事業所や、１年以上の長期法人契約を締結しているサテライトオフィスも含まれます。

Q スタートアップの対象外とされる、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか

A 期間の定めなく雇用されている者、または過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から１年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当します。したがって、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれません。

スタートアップ活用におけるよくある質問（2/2）

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

Q 本交付金の採択事業を公募する場合、スタートアップを優先的に調達するにはどのようにしたらよいか

A 採択事業に係る調達は、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものではありませんが、スタートアップを優先的に調達する手法として、例えば、以下のような取組が行われていると承知していますので、ご参考にしていただければと存じます。

- トライアル発注制度（詳細は次ページ）
  新製品の販路開拓を支援するため、 随意契約による発注を可能とするための認定等 を行う制度
- 仕様書作成にあたる工夫
  - ✓ 採択事業において調達するサービスとして、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスを具体的に指定する
  - ✓ 採択事業において調達するサービスが満たすべき要件として、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスが有する特許や特長的な機能を具体的に指定する

Q 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合はどのようになるのか

A 本加点措置は、計画書に記載したスタートアップから実際に調達することで適用されますので、別添7のとおり、調達後速やかに実態について国に報告することが必要になります（調達時に使用した仕様書等の提出も含む）。なお、万が一、当該スタートアップから調達できなかった場合は、加点措置が取り消されます。

参考：トライアル発注制度概要

スタートアップの調達にあたり「トライアル発注制度」を活用している自治体もあります

■ **<u>概要</u>**

- 目的
  - 優れた技術を持ちながら実績がないために販路開拓に苦慮している中小ベンチャー企業やスタートアップ等を対象に、新製品の販路開拓を支援するため、**<u>随意契約による発注を可能とするための認定等</u>**を行う
- 背景
  - 2003年に佐賀県にて導入され、ファーストステップとしての官公庁での受注実績による信用獲得により、採択後に売上が増える企業が約４割程度を占め、底上げに貢献した。
  - 現在は「トライアル発注全国ネットワーク」として組織化し、団体間でノウハウ等を共有している（41の都道府県が参加）
- 参考法令：地方自治法施行令第 167 条の２第１項（抜粋）
  - （随意契約）第 167条の２ 地方自治法第 234 条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
  - 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

参考：トライアル発注制度要件

参照元	定義
令和４年度 東京都トライアル発注 認定制度	■ **認定対象者** ➢ 認定対象者は、以下のいずれかに該当する中小企業者 • 法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること • 個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること ※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象 ※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外 ■ **認定対象商品** ➢ 申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務 ※認定対象商品とならないもの ・食品衛生法で規定する食品 ・医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの ・建設工事等における工法・技術 ・肌に塗布するもの ※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことは不可（当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請可能） ■ **認定を受けるメリット** ➢ 東京都のホームページ等で認定商品を広くPRする ➢ 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入（物品の購入及び借入、役務の提供）することができる ➢ 認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価する（トライアル発注事業 ※物品の借入は対象外

２-４.政策・施策間連携の推進（TYPE1/V）

政策・施策間連携の推進

「政策・施策間連携」を推進するため、他省庁補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の加点措置を行います。

＜対象事業の例＞

- 地域のDX計画等において、他省庁の補助金を受けた事業と連携して取り組むとしている事業
- 主務大臣による認定を受けた政策・施策間連携に関する事業計画に基づく事業

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

＋**最大6点** (100点満点)
一定の政策・施策間連携事業 ●他省庁補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業

※実施計画において、連携を図る事業の具体的な内容及び連携内容の記載を求める

２-５.地域間連携の促進（TYPE1）

地域間連携の促進（1/2）

複数の地方公共団体の下でデジタル技術を活用した地方創生に資する取組を支援するため、デジタル実装型TYPE1で行う地域間連携事業について、加点要件や団体毎の申請上限数の要件を以下のとおりとします。

- 従来の「**一定の地域間連携事業**」に加え、それらによらない形で地域間連携を行う場合（**一般的な地域間連携事業**）も、加点の対象とする。さらに、過年度に地域間連携事業を申請したことが無い団体が初めて申請する場合であっても、加点の対象とする。
- 地域間連携事業として申請する場合、団体毎（従たる申請団体含む）の申請上限数の「枠外」とする。（１事業まで）
- 地域間連携事業の目的の明確化及び事業実施による効果を測るため、地域間連携による付加価値を定量的に計測するKPIの設定を必須要件化する。

地域間連携事業における加点の考え方※TYPE1の配点イメージ

従来の「**一定の地域間連携事業**」
- 定住自立圏
- 連携中枢都市圏
- 遠隔での連携

→ **＋6点**

New!

一般的な地域間連携事業かつ、過年度に地域間連携事業を申請したことが無い団体が初めて申請する場合

→ **＋5点**

New!

一般的な地域間連携事業

→ **＋4点**

枠外措置の考え方 New!

- 地域間連携事業を申請する場合、団体毎(従たる申請団体含む)の申請上限数の枠外とする。※１事業まで
- 地域間連携事業を申請する場合、都道府県は10事業、市区町村は６事業まで申請可能となる。

都道府県	従来の申請上限件数 9事業	**枠外措置**	**＋1件**
市区町村	従来の申請上限件数 ５事業	**枠外措置**	**＋1件**

地域間連携による付加価値を定量的に計測するKPIの必須化 New!

地域間連携による付加価値を定量的なKPIとして設定
①コストの低廉化
②サービス品質の向上
③利用者の負担軽減

※地域間連携事業の目的の明確化及び効果を測るため、「付加価値KPI」の設定を必須要件化
※事業の性質に合わせて、**①ー③いずれか1つ以上のKPIの設定が必須**

地域間連携の促進（2/2）

■ 地域間連携の効果（メリット）の例

①コストの低廉化

- 複数の団体が共同でシステム・サービスを構築・運営をすることにより、開発・運営コストを抑制
  （システムの構築・運営費に加え、サービスに係る共通人件費（問合せ対応、データ管理等）も削減）

②サービス品質の向上

- 各地域で不足するアセットやノウハウを補完し合うことで、効率的にサービスを提供・運営
  （例：MaaSを提供する場合、同じ車両を平日利用のニーズが高いAのエリア、休日利用のBのエリア等で相互に利活用をすることにより、稼働率の向上やドライバーの稼働平準化等の効果が見込まれる）

- 地域の枠を越えてデータ連携することで、利用者にとってより付加価値の高いサービスを提供
  （例：地域観光アプリの場合、Aエリアを訪問した利用者の利用データから分析した本人の嗜好に基づき、Bエリアの推奨観光情報をプッシュ通知することで新たな訪問機会を創出し、関係交流人口の増加や地域経済の活性化を促す）

③利用者の負担軽減

- 従来は利用者は団体毎に申請手続等を行う必要があったが、複数の団体が共同してサービスを提供することによりワンストップでの対応が可能となり、利用者の負担を軽減
- 団体毎に利用するサービスの場合（例：地域独自アプリを通じた電子クーポンの利用）、利用者が各団体のサービス毎に利用方法の習得をする手間が不要となり、利用率や満足度の向上に寄与

2 - 6 .その他（TYPE1）

デジタル実装型：TYPE1の採択事業の重点化

本交付金の政策目的（デジタル実装に取り組む地域の裾野の拡大、データ連携基盤の活用促進）を踏まえた取り組み及び、新たな分野のサービス実装に向けた取り組みへの支援を重点的に行います。

■ **未採択団体の優先採択**

➢ デジタル実装に取り組む地域の裾野を更に広げる観点から、令和3年度補正分～令和5年度補正分において未採択の地方公共団体等の事業を優先的に採択するとともに、一定の加点措置を講じます。

※未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択。
※事業評価の高いものを採択するため、自治体における希望を申請することはできません。

■ **新たな分野に取り組む団体への加点**

複数分野サービスを実装し、多面的な住民裨益を目指す団体への支援を強化するため、令和3年度補正分～令和5年度補正分において、１分野以上採択済みの団体が、これまで取り組んだことのない、新たな分野のサービス実装に取り組む場合は、一定の加点を措置することとします。※過年度採択事業の分野については、「RAIDA_デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム」にて確認願います。
https://raida.go.jp/

■ **令和3年度補正分～令和5年度補正分にてデジタル実装タイプTYPE2/3採択実績のある団体の扱い**

➢ デジタル実装タイプTYPE2/3は、データ連携基盤を活用した複数のサービス実装を伴う取り組みを支援するものであったことに鑑み、過年度にTYPE2/3として採択された団体については、以下のとおり扱います。

✓ TYPE2/3事業において構築されたデータ連携基盤の活用を促す観点から、当該団体によるTYPE1申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと）。

３.デジタル実装型 TYPE1/Vの共通要件

デジタル実装型：TYPE1/V（共通要件）

交付対象者

地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第４条第１項の規定による港務局を含む。

申請上限数

都道府県　　同一都道府県で最大９事業
市区町村　　同一市区町村で最大５事業

- 上記はTYPE1、TYPEVを含めた申請上限数を指す。（TYPESは申請上限数のカウントに含めない）
  ※TYPEVは1団体1申請とすること。なお、主たる申請者以外についても1カウントとして取り扱う。
  ※TYPE1は地域間連携事業を実施する場合、団体毎の申請上限件数の枠外措置を設ける。

共通要件

✓ **デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む**ものであること
- 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること

✓ コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、**事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立**されているものであること
- 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること　※実装サービスのモニタリングなど、利用者の参画についても推奨

デジタル実装型：TYPE1/V（共通要件）

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPE1	1/2	1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）
TYPEV	2/3	1事業あたり国費4億円（事業費ベース6億円）

地方負担

- デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

デジタル実装型：TYPE1/V（共通要件）

KPI

■ 事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを**複数年にわたって計測するためのKPIとして、適切なアウトプット指標（活動指標）及びアウトカム指標（成果指標）を設定すること**

■ それぞれのKPIの設定にあたって、以下の視点に留意

✓ 「**客観的な成果**」を表す指標であること

✓ 事業との**「直接性」**のある効果を表す指標であること

✓ **「妥当な水準」**の目標が定められていること

✓ 過年度採択事業又は既存事業（自治体単独事業）の機能追加については、過年度採択事業において設定しているKPIに上昇が見込まれる場合は、従前のKPIの実績値に上乗せしたKPIを別途設定すること、既存事業における計測済の指標をKPIとして設定する場合は、直近の実績値に上乗せした目標値を設定すること

事業例	KPIの例	
	アウトプット指標（活動指標） サービスの活動量を 直接測ることのできる指標	**アウトカム指標（成果指標）** 事業による地域住民への裨益を 直接測ることのできる指標
観光型MaaSによる観光振興	• MaaSアプリ等の利用数 （ダウンロード数、ユーザー数等）	• ユーザの利用満足度向上 • 観光客数、観光収入等の増加
センサーを活用した鳥獣害対策	• 地元農家等の利用数	• 鳥獣被害数の減少 • 稲作等の農作物の収穫量、収入の増大
母子健康手帳アプリによる子育て支援	• アプリ、サービスの利用数 （ダウンロード数、ユーザー数等）	• 子育て世帯の利用満足度向上 • 出生数・出生率の増加

デジタル実装型：TYPE1/V（対象経費）

対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。
- サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

経費の具体例

- 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI取得に係るアンケート調査、Well-Being指標に係る調査・ワークショップ等）に要する経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- 事業の立ち上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料等を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年（実装計画期間１年、運営計画期間２年）を上限として対象経費に含めることが可能。

デジタル実装型：TYPE1/V（対象外経費）

対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみ止まる事業の経費は対象外である
- 本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外として複数年契約に基づく初年度一括支出の場合は認める*前頁参照）
- サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする

対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、 基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

４-１.デジタル実装型：TYPE1の要件

デジタル実装型：TYPE1（要件）

■ 他の地域等で**既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取り組みであること**

➢ 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既に実証、導入されているモデルやサービスを当該地域に迅速に横展開するものであること

※TYPE1の具体的な活用事例については、以下の資料をご参照願います。

・RAIDA_デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム
https://raida.go.jp/

・デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）採択事例集
https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/saitakujireisyu_r3.pdf

【TYPE1の採択事例】

書かない窓口

地域アプリ

医療MaaS

ドローン配送

オンライン診療

デジタル実装型：TYPE1（実施計画書概要）

基本情報

- 申請者情報
- 事業概要

サービス内容（政策目的への適合性）

- 事業の実施によって解決を図る課題及び実現したい地域像
- サービス内容（参考とした他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス）
- 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI
- デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守
- 調達における十分な競争環境確保の遵守

推進体制

- 庁内の推進体制、事業推進体制

事業計画（実装計画・運営計画）

- 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳、サービスを普及・定着させるための工夫、サービスの向上・改善の方法）
- 運営計画（中長期スケジュール、収支予定）

政策的優遇措置

- 共通化・標準化の推進
- マイナンバーカードの利活用
- スタートアップの活用
- 政策・施策間連携の推進
- 地域間連携の促進

デジタル実装型：TYPE1 （申請要件）

申請要件		確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか ※庁内のみに止まるものは交付対象外
③	他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用するものであること	交付対象事業の参考とした既存の優良モデル・サービスが具体的に記載されているか
④	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか
⑤	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	交付対象事業の実施にあたって、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）

デジタル実装型：TYPE1 （評価項目）（1/2）

評価項目		評価基準	配点	
1.	サービス内容（政策目的への適合性）			18
①	取り組む地域課題及び 実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題が明確かつ具体的に　示されているか	3	6
		交付対象事業の実施により、将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	3	
②	事業のKPIの適切性	アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が　適切に設定されているか	6	12
		アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例：利用者満足度等））が適切に設定されているか	6	
2.	推進体制			15
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	6	15
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9	
3.	事業計画			29
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか（モデル仕様書に準拠する場合、仕様検討に関して一定程度具体的かつ現実的であると考慮して評価）	6	17
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか（モデル仕様書に準拠する場合、経費等の記載に関して一定程度具体的であると考慮して評価）	3	
		サービスの普及・定着に向けた周知・広報の方法が具体的に記載されているか	4	
		サービスの質・利用者の満足度向上に向けた評価・改善の具体的な手法が記載されているか	4	
②	運営計画 （交付対象事業終了後 （実装後）2年間）	2026年度及び2027年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該２年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6	12
		2026年度及び2027年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6	

デジタル実装型：TYPE1 （評価項目）（2/2）

評価項目		評価基準	配点	
4.	政策的優遇措置			38
①	モデル仕様書やSaaS活用等、共通化・標準化の推進 ※（ア）～（オ）に該当するものを最大12点まで加点	（ア）モデル仕様書に準拠したサービス実装を行う場合	5	12
		（イ）デジタル庁が提供するサービスカタログに掲載されているSaaS等の実装を行う場合	6	
		（ウ）デジタル庁が提供するDMPサイトを活用して、サービス・システムの調達を行う場合	1	
		（エ）デジタル庁が提供する「自治体窓口DXSaaS」を導入する場合、該当自治体の取組状況に応じて最大12点を加点	12	
		（オ）BCLを利用する場合	3	
②	マイナンバーカードの利活用	マイナンバーカードを何らか利活用する取組である場合	4	4
③	スタートアップの活用	スタートアップがサービスの提供主体の場合 （提供サービスの一部機能の提供を担う場合は2点加点）	4	6
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
④	政策・施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する政策・施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	6	6
⑤	地域間連携の促進	一定の地域間連携事業である場合は６点、一般的な地域間連携事業かつ、過年度に地域間連携事業を申請したことが無い団体が初めて申請する場合は５点、一般的な地域間連携事業である場合は４点を加点。	6	6
⑥	累計採択件数／多分野サービス実装の促進	前年度までの累計採択件数０件の場合は4点、１分野以上採択済みの団体が新たな分野のサービス実装に取り組む場合は３点を加点	4	4
			100点	

４-２.デジタル実装型： TYPEVの要件

TYPEVの制度概要（要件）

以下のいずれかに合致し、かつ総合評価が優れているものをTYPEVの対象として認め、地方公共団体のデータ利活用を促進する全国に先立つ取組として高補助率にて支援します。

■ **複数の自治体が必要なツールを共同で調達・利用する取組であって、**

➢ **デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービス（デジタル公共財）を活用して行われる取組**

（データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部　などを活用して行われる取組）

又は

➢地方創生2.0の趣旨に則り、**新技術等を活用したデジタル庁が先駆的と認める取組**であること

（Web3.0手法を活用した取組、AIを用いて住民の行動変容を促すサービス又はマイナンバーカードの新規用途開拓など、**将来的にデジタル公共財としてのポテンシャルを持つツール（新興型デジタル公共財）を活用**した取組）

＜広域連携事業のイメージ＞

三重県多気町等

データ連携基盤を活用した周遊観光促進事業

＜Web3.0手法関連の取組イメージ＞

新潟県長岡市

デジタル関係人口を創出する

デジタルアート×電子住民票

NFTやDAOを活用した関係人口創出事業

＜旧TYPE2/3事業　先駆的取組のイメージ＞

富山県朝日町

マイナンバーカードを活用した公共サービスの提供

TYPEVの制度概要（対象範囲）

■ デジタル公共財又はまだ広く普及するには至っていないがそのポテンシャルを有する新興型デジタル公共財（カタログ等でガイド。複数の自治体で共同調達・共同利用が成立するか否かをもって判断）を活用するプロジェクトにTYPEV（国費上限4億円、補助率2/3）を適用

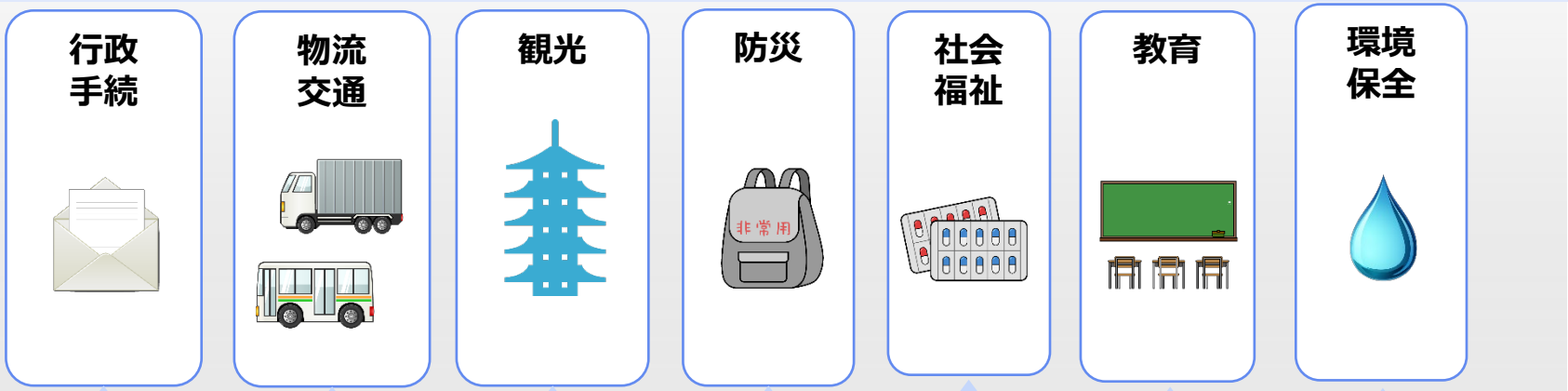

協調領域にあるサービス

共同調達/共同利用

競争領域にあるサービス

デジタル公共財

- 社会的課題解決のため、地域で広く共同活用可能な、オープンなソフトウェアやデータなど。利用に当たり、地域毎の偏りを生むことなく、標準性かつ相互運用性を担保する基本的な機能を有するもの。

（データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部　など、デジタル庁も提供・推奨を行う、各分野や各分野横断的に共通に活用される基本的なサービス）

新興型デジタル公共財

- 社会的課題解決のため、将来的には、広く共同活用可能なポテンシャルを持った、先進性が認められるオープンなソフトウェアやデータなど。

（NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス。AIを先行的に活用するサービスやマイナンバーカードを新しい用途で活用するサービス）

TYPEVの制度概要（共同調達・共同利用の例）

複数自治体による共同調達・利用については、様々な形態があり得るところ、連携方法の主なパターンは以下のとおりです。

※実際には以下で重複する事例もあり得るほか、その他事例もあり得ます。

◇想定パターン①：複数自治体で既存事業を連携させる場合（改修・拡張）

例１）データ連携基盤の接続

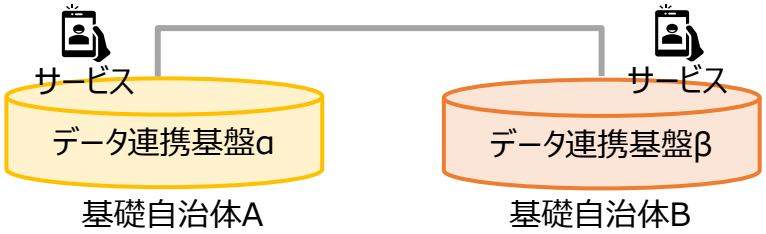

例２）サービスの連携

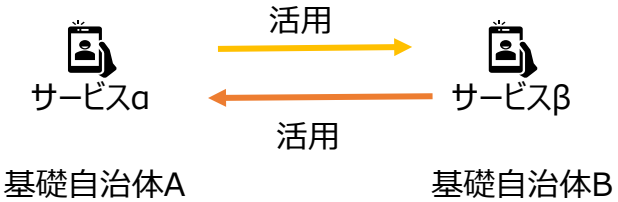

◇想定パターン②：複数自治体で新規事業を共同で行う場合（事前連携又は共同調達支援）

例１）個々自治体による個別連携

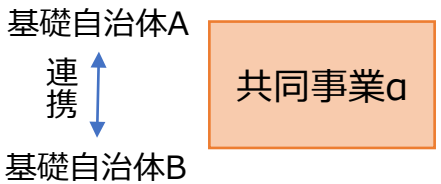

例２）デジタル庁のRFIを経た共同調達

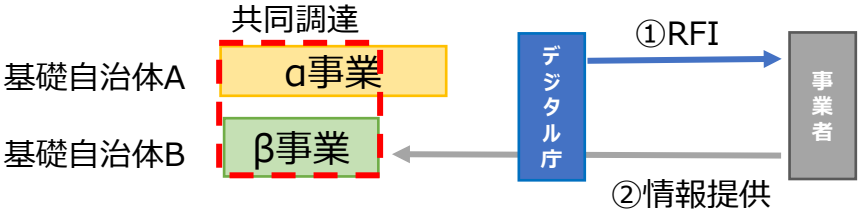

◇想定パターン③：自治体単独事業だが、サービス効果を複数自治体で享受する場合

例１）データ連携基盤の移行等

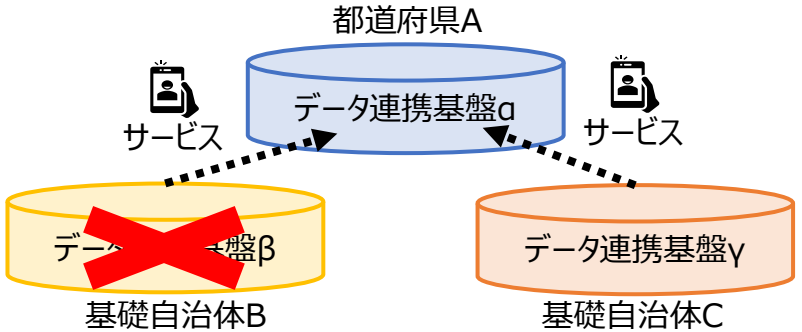

例２）基礎自治体データを活用した都道府県広域サービス

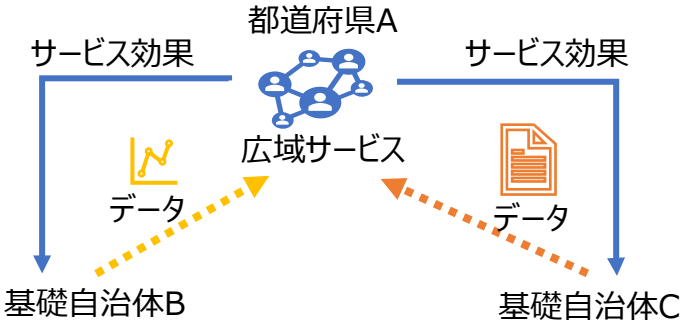

RFIを経たデジタル庁推奨共同調達・利用の手順

- **案件組成時**：TYPEV申請に当たり、自治体は、デジタル公共財を活用して実装するサービス分野を特定のうえ、事前相談フォームに回答し、共同調達・利用を行う方針を明確に示していることが必要。共同調達・利用を行う相手及びツールがあらかじめ特定されていることが望ましい。
- **交付金審査時**：共同調達を行うに当たり、デジタル庁がミニマルインターオペラビリティ（※）も含めて仕様を定め、RFI（Request for information）を実施。情報提供のあった事業者の中から、要件に適合するものについて、デジタル庁から自治体へ情報を提示。

  ※デジタル庁で最低限の標準機能項目を抽出し、ミニマルインターオペラビリティとして仕様書上提示。デジタル庁から提示を行わない先進的なツールについては、自治体側から機能項目案の提示をもらい、これを元にRFIを実施。
- **交付決定後**：決定を受けた自治体は、RFIの結果に基づき、デジタル庁の支援を受けつつ、調達・契約を実施。

＜参考＞スケジュールイメージ

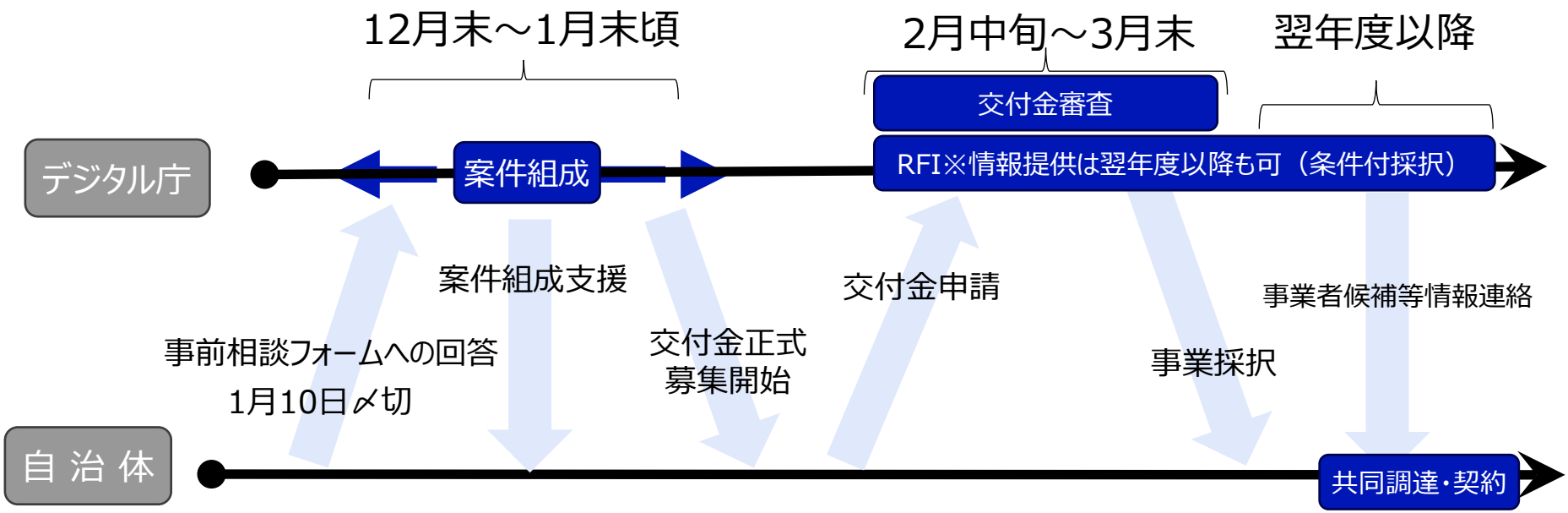

新興型デジタル公共財を活用した取組概要

<u>複数の自治体が必要なツールを共同で調達・利用する取組</u>であって、以下のいずれかに合致し、かつ総合評価が優れている取組をTYPEVの対象として認め、全国に先立つ取組として高補助率にて支援します。

New!（１）Web3.0手法を活用したデジタル実装の取組

- Web3.0の世界観の特徴である、自治体の枠や組織の壁を越えたオープンソース・ソフトウェアとして公開されたツールを自在に組み合わせることで、更なるイノベーションを促進する観点から、**<u>NFTやDAO等のブロックチェーン技術を活用した多様なサービス</u>**を積極的に推進

（２）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓（昨年度TYPE 3と同様）

- 「デジタル社会のパスポート」である**マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大**を更に推進

（３）高度にAIを活用した準公共サービスの創出（昨年度TYPE 3と同様）

- 健康・医療・介護分野、教育・こども分野、防災分野、モビリテイ分野などの準公共領域において、**先進的なAIの利活用を通じて、サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与する取組を支援**

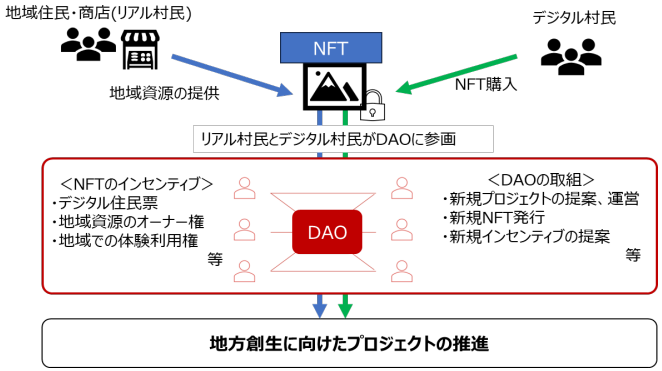

Web3.0関連ツール活用のイメージ

マイナンバーカードの新規用途開拓イメージ

（R4補正デジ田交付金TYPE 3　神奈川県小田原市）

AI活用のイメージ

（R5補正デジ田交付金TYPE 3　福島県会津若松市）

（１） Web3.0手法を活用したデジタル実装の取組イメージ

➢自治体の枠を超えて利用可能なオープンなソフトウェアやデータの活用に特徴のあるWeb関連3.0ツールを自在に組み合わせることにより、より広域的な地方創生の取組を推進

➢NFT×DAOを活用した取組は、そのツールとしての越境性により、当該地域の住民に限らず、関係人口として主体的にまちづくりに加わる者の増加を促し、自律的な参加型まちづくりを実現

■ （例）広域連携×NFT×DAO

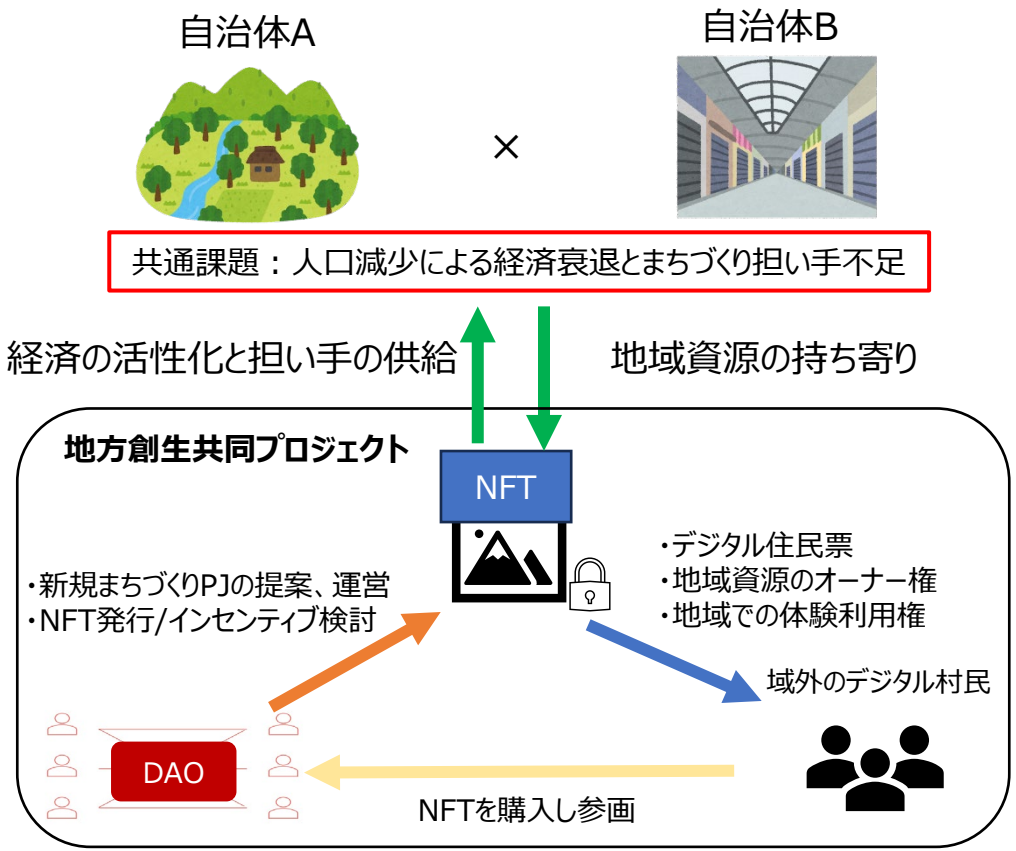

● 概要

地域間で抱える経済停滞やまちづくりの担い手不足という共通課題の解決を図るため、NFTを活用した需要の創出に取り組み、まちづくりプロジェクトの企画・運営を担うDAOへデジタル村民が加わることで、自律的なまちづくりサイクルを構築

● Web3.0関連ツール活用のポイント

・ 域外に存在する潜在的まちづくり主体を惹きつける強いインセンティブの創出（広域連携による地域資源の持ち寄り）

・ 関係人口の増加を促し、域外に居ながらにしてまちづくりに参画が可能な体制の構築（人手不足への対応）

● インセンティブイメージ

・ パウダースノー優待券
・ 各種イベント参加権
・ ウイスキーオーナー権
・ まちづくり企画提案権

（２）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓の採択事例（兵庫県姫路市）

■ 保護者のマイナンバーカードをトラストアンカーにした子どもの学習ポータルアカウント管理

- 保護者の電子証明書の情報をもとに、子どものアカウント情報を管理できるようにすることで、署名用電子証明書が発行されない15歳未満を対象にしたサービスの提供や子ども本人に基づくデータの取り扱いが可能となる。

【マイナンバーカード認証による保護者と子どもの紐づけ登録】

【保護者を経由した紐づけ登録のメリット】

① 保護者と子どもを紐づける情報をサービス側及びデータ連携基盤上で保持することで、子どもの情報に基づいた、保護者へのサービス提供も可能となる。

② 将来、子どもの署名用電子証明書が発行されたときは、保護者から子どもへユーザー情報やそれに基づくデータを移管し、子ども自身が自分の情報を管理できるようにする。

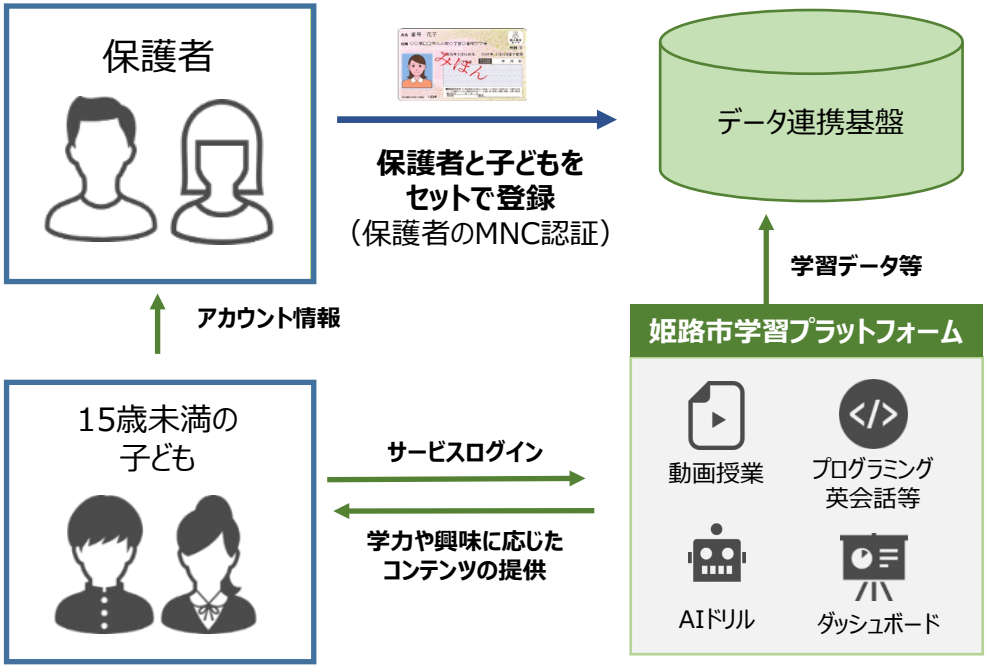

取組背景

- ✓ 小中学校ともに、国語・算数・数学への興味がH30年度からほぼ一貫して全国平均を下回っている。
- ✓ 小中学校ともに、不登校児の割合が、県・国と比較しても高い割合で推移している。
- ✓ 家庭学習（家で自分で計画を立てて勉強しているか）についても全国平均を下回っている状況である。

実現する姿

- ✓ 市内の子どもたちが興味をひきやすいコンテンツを充実させることで学習に関する意欲及び基礎学力の向上を狙う。
- ✓ メタバース上でプラットフォームを構築することで、登校が困難な児童生徒に対するケアや教育機会の保障を行う。
- ✓ 将来的には、校務支援システム等へ接続し、子どもの成績や学校での生活状況などを容易にいつでも学校と保護者がデータ共有できる仕組みを実装予定。

（３）高度にAIを活用した準公共サービスの創出の事例イメージ例

- 人口減少による担い手不足等により、今後地域でのサービス維持が困難になることが予想され得る中、**サービス提供の効率化とユーザーにとってのサービス品質向上の双方に寄与**する取組の創出を支援
- **サービス提供の主たるロジック設計部分等においてAIを活用**するものを対象とする

■ （イメージ例）「医療」×「マイナカードを活用して既往歴等を確認」×「適切な搬送先のレコメンド」

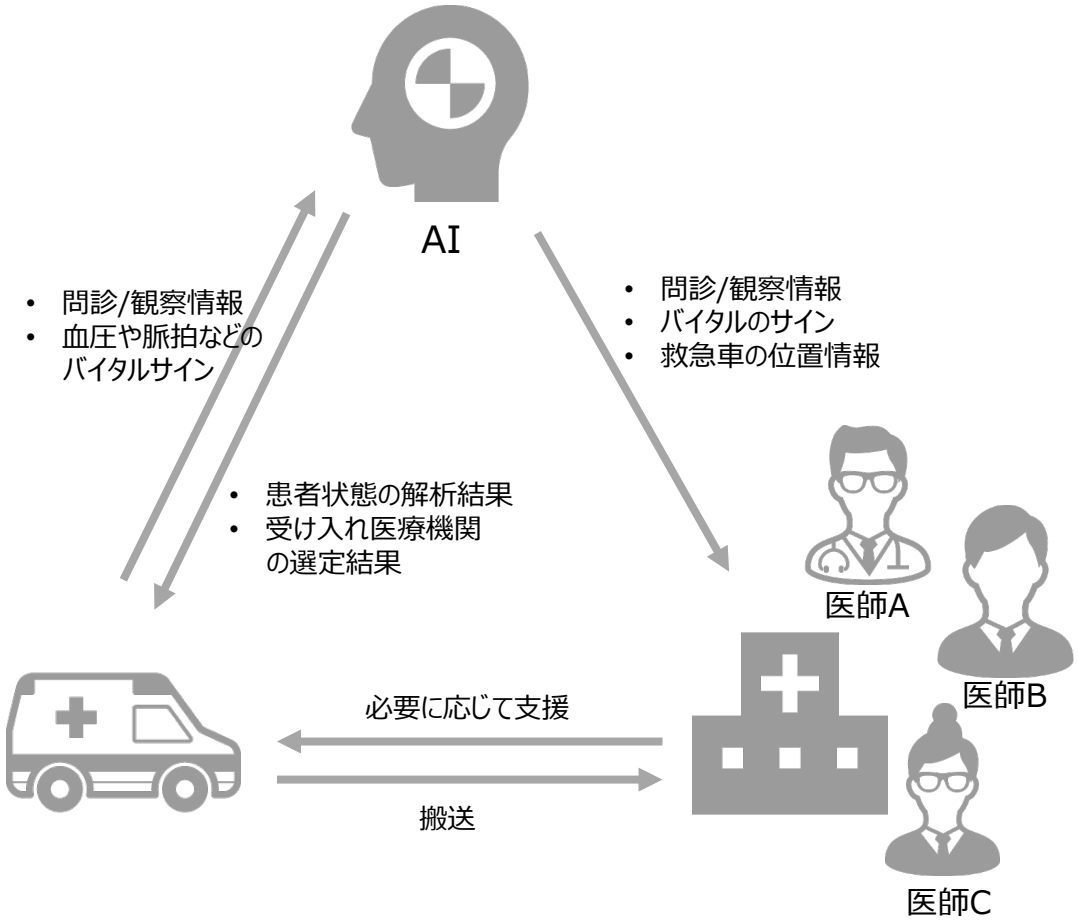

- 概要
- 患者の既往歴等を勘案しつつ、オペ室や執刀医の空き情報等を分析して最適な救急搬送先、救急車をAIがレコメンド

- AI活用のポイント
- たらい回しを予防しつつ、患者の状況により適切な搬送先をレコメンド（効率化/品質向上）
- レコメンドを元に判断等することで病院業務の負担を軽減（効率化/人手不足への対応）

- データイメージ
- 往診歴データ
- バイタルデータ
- 救急車位置情報
- 手術室空き情報
- 従業員勤務状況データ

AIの高度活用に当てはまらない機能/サービス例

- 既存のAIサービスを使うものであっても、それを活用して新たなサービスを創出することなどで地域課題を解決するものを対象となるが、TYPE1の対象となり得る簡易的な活用事例（自動化・効率化が主となるもの）は対象外
- また、庁内DXや業務効率化に資するに留まり、住民生活の向上に裨益しない事業は対象外

<TYPE1相当のAI活用事例>　＊下記のような技術をもとにデータ連携基盤を活用し、複数サービスを横断して付加価値を創出する工夫があれば検討の余地あり

サービス例	具体取組
• 文字おこしシステム	• 音声データのアップロードや、リアルタイムでの音声認識を通して、テキスト化する
• AI－OCR	• 窓口等における申請書類の自動処理・入力連携等を行い、対応速度を上げる
• AIチャットボット／相談システム	• 自治体のウェブサイトや庁舎に住民案内や相談対応を一元化したチャットボットを設置する
• 多言語翻訳	• 機械翻訳により多言語でのコミュニケーションの対応を行う
• AIオンデマンドバス	• オンデマンドバスやタクシー等の運行ルートの最適化を行う
• 広報自動化	• ホームページやSNSで使用する画像（バナー等）を自動作成する
• 介護計画等の自動作成	• 資料作成の自動化により、介護認定等の業務効率化を行う
• AIドリル	• 児童生徒それぞれの進捗度合に応じ、個別最適化した学習教材を提供する
• AIセンサー	• AIを搭載したセンサーやカメラを活用し、見守りや目視確認を効率化する
• AI選考システム	• 保育所の入園選考の処理を自動で行い、選考期間を短縮する

■ 審査要件、事前相談について

- TYPEVに関して**申請を行う場合は、事前相談を必須**としています。

制度設計の初動段階で構いませんので、**前広に、ご相談（様式不問）**ください。

デジタル実装型：TYPEV (実施計画書概要)

１．事業性に係る実施計画

（１）政策目的
- 事業の実施によって解決したい課題又は実現したい地域の将来像
- 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（３カ年分）

（２）推進体制
- 庁内の推進体制、庁外を含む全体像

（３）実装計画・運営計画
- 実装計画（１年間）：実装までのプロセス・スケジュール、サービスを普及・定着させるための工夫、サービスの向上・改善の方法、運営計画（実装後２年間）

（４）政策的優遇措置
- スタートアップの活用、施策間連携の推進

２．モデル性に係る実施計画

（１）デジタル原則の遵守
- デジタル原則の遵守

（２）共同調達・利用の取組
- 共同調達・利用の体制
- デジタル庁のRFI を経て行う共同調達に対する遵守条件
- システム構成図

（３）政策的優遇措置
- デジタル公共財の活用、新興型デジタル公共財の活用、相互運用性の確保

（４）サービス設計等の適切性
- サービスを地域に普及・定着させるための手法、サービスの普及・定着に向けた体制面の工夫、デジタルデバイド対策
- プライバシーの確保、セキュリティ対策、中核的経営人材、サービスの質やユーザー満足度の向上・改善の手法

（５）付加価値創出
- データ利活用による付加価値の創出
- Well-Being指標・ロジックツリーの活用

デジタル実装型：TYPEV (評価の考え方)

1．事業性審査

＜申請要件＞　各要件につき、○×評価

- 地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること
- サービスを地域・暮らしに実装する取組であること
- 事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること

＜評価項目＞　計50点満点で評価

サービス内容（政策目的への適合性）
取り組む地域課題及び実現したい地域像、ＫＰＩの適切性等

推進体制
庁内の推進体制・庁外含む全体像

事業計画
実装計画（事業立ち上げ初年度）
運営計画（交付対象事業終了後（実装後）2年間　等

政策的優遇措置
スタートアップの活用、施策間連携の推進　等

2．モデル性審査

＜申請要件＞　各要件につき、○×評価

- デジタル原則の遵守に取り組むこと
- デジタル公共財を活用して行われる取組
  OR
  新興型デジタル公共財を活用して行われる取組
- 共同調達・利用の取組
- セキュリティ対策の実施

＜評価項目＞　計50点満点で評価

共同調達・利用の取組
デジタル原則の遵守、複数自治体による共同調達・利用の合意

政策的優遇措置
デジタル公共財又は新興型デジタル公共財の活用、相互運用性の確保

サービス設計等の適切性
サービスの具体性、住民・事業者の巻き込み
中核的経営人材　等

付加価値創出
データ連携により創出される付加価値の大きさ
Well-Being指標、ロジックツリーの活用　等

デジタル実装型：TYPEV (事業性評価：申請要件)

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか
③	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか

デジタル実装型：TYPEV （事業性評価：評価項目）（1/2）

	評価項目	評価基準	配点	
1.	サービス内容 （政策目的への適合性）			12
①	取り組む地域課題及び 実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題や将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	6	6
②	事業のKPIの適切性	全てのサービスについて、アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	3	6
		全てのサービスについて、アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例 利用満足度等））が適切に設定されているか	3	
2.	推進体制			6
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	3	6
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	3	
3.	事業計画			24
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	サービスの普及・定着に向けた周知・広報の方法が具体的に記載されているか	4	8
		サービスの質・ユーザの満足度向上に向けた評価・改善の具体的な手法が記載されているか	4	

デジタル実装型：TYPEV （事業性評価：評価項目）（2/2）

評価項目		評価基準	配点	
3．	事業計画			24
②	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか。単年度でのサービス実装というタイムラインを踏まえ、事業のスコープに実効性があるか。	5	8
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	3	
③	運営計画 （交付対象事業終了後（実装後）2年間）	2026年度及び2027年度におけるサービスの収支予定がサービスごとに具体的に記載されており、当該２年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	4	8
		2026年度及び2027年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	4	
4．	政策的優遇措置			8
①	スタートアップの活用	スタートアップがサービス全体の提供主体の場合 （提供サービスの一部を担う場合は１点加点）	2	4
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
②	施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	4	4
			50点	

デジタル実装型：TYPEV（モデル性評価：申請要件）

	申請要件	確認方法
①	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	・交付対象事業の実施にあたり、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか（☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	【デジタル公共財のみ】 デジタル公共財の活用ができているか	・デジタル庁が地方公共団体に提供又は推奨するシステム又はサービスを活用して行われる取組であって、社会的課題解決のため、地域で広く共同活用可能な、各分野又は各分野横断的に共通に活用される基本的なサービスとなっているか
③	【新興型デジタル公共財のみ】 新興型デジタル公共財の活用ができているか	・地方創生2.0の趣旨に則り、以下のいずれかの新技術等を活用した先駆的な取組となっているか。 ①NFTやDAOなど、Web3.0関連ツール ②AIをサービス設計の主たるロジック設計部分等において活用する高度AI ③マイナンバーカード
④	複数自治体で共同調達・利用を行っているか	・RFIを経てデジタル庁が推奨するサービスを、複数自治体で共同調達・利用する取組となっているか 又は ・複数自治体が個別に連携して行う共同調達・利用の取組となっているか
⑤	適切なセキュリティ対策を実施するものであること	・「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」に準拠した適切なセキュリティ対策を実施するものであるか ・個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか

デジタル実装型：TYPEV（モデル性評価：評価項目）（1/2）

評価項目		評価基準	配点	
1.	共同調達・利用の取組			10
①	デジタル原則の遵守	・交付対象事業を実施するにあたり、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか（☑チェックボックスへのチェックによる意思確認）	3	3
②	複数自治体による共同調達・利用の合意	・複数の自治体でデジタル公共財又は新興型デジタル公共財を共同調達・利用するに当たり、自治体間で明示的な合意を取ることができているか（※議会の承諾は要しない）	7	7
2.	政策的優遇措置			11
①	デジタル公共財又は新興型デジタル公共財の活用	・社会的課題解決のため、デジタル公共財又は新興型デジタル公共財を活用する取組となっているか	7	7
②	相互運用性の確保	・複数自治体で共同して取組を実施するに当たり、オープンなデータやソフトフェアを活用するなど、事業の相互運用性を高める工夫を行っているか	4	4
3.	サービス設計等の適切性			17
①	サービスの具体性	・サービスの提供内容、提供エリア、頻度、対象者などサービス内容が具体的になっているか。	5	5
②	サービスの裨益効果	・十分に住民に裨益するサービス内容になっているか。 ・複数のサービスを組み合わせて使うことが、相乗効果につながっているか。	5	5
③	住民の巻き込み	・住民ニーズに沿ったサービス提供やサービス利用者を増やすための方策など住民の巻き込み方針・計画が具体的になっているか。	5	5
④	中核的経営人材	・民間人材の中核的経営人材が存在し、本事業に十分な時間数を費やす見込みになっているか ・初年度の事業終了後も事業の発展にコミットできる人材の方が登用されているか。	2	2

デジタル実装型：TYPEV（モデル性評価：評価項目）（2/2）

評価項目		評価基準	配点	
4.	付加価値創出			12
①	データ利活用による付加価値の創出	・本事業で実装される取組において、データ利活用を行うことで創出される付加価値を示すことができるか	6	6
②	Well-Being指標の活用	・俯瞰、因子の探し出し、ストーリーの可視化、ディスカッション、施策の決定、モニタリングなどWell-Being指標を有効に活用する予定が具体的になっているか。	4	4
③	ロジックツリーの活用	・適切な政策マネジメントや施策立案・見直しのため、政策・施策体系の分析を行うツールとしてロジックツリーの活用を予定しているか。	2	2
			50点	

【補足】エリアデータ連携基盤について

エリアデータ連携基盤の役割

- エリアデータ連携基盤は、データ仲介機能を核として**提供されたデータの活用**と、各サービスが保有する**データを各サービスに連携**する役割を担っている。
- **オープンな仕様、相互運用性**を担保するため、デジタル庁では**推奨モジュール**を選定し、普及促進を進めている。
- デジタル庁では、**協調領域にあたるエリアデータ連携基盤をデジタル公共財と捉え**、自治体間・広域での共同利用を推進している。

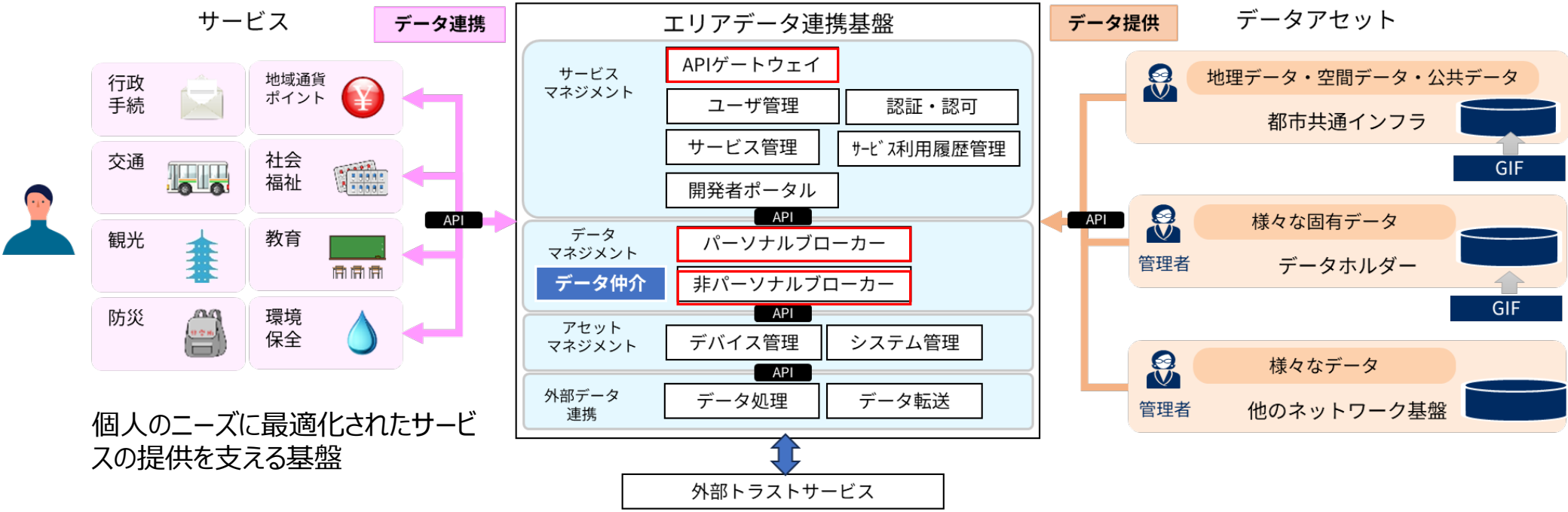

個人のニーズに最適化されたサービスの提供を支える基盤

デジタル庁推奨モジュール：APIゲートウェイ、パーソナルデータ仲介モジュール、非パーソナルデータ仲介モジュール

エリアデータ連携基盤の共同利用の基本的な考え方

- 今後、更にその構築や積極的活用を後押しすると同時に、類似の機能を有した基盤への重複投資の回避や、エリアデータ連携基盤間の円滑な連携を目指すため、現在、**各都道府県に、地域内外でのデータ連携基盤の共同利用ビジョンの策定**を依頼。
- 共同利用ビジョンの策定に当たっては、2024年10月10日に公開した、**「データ連携基盤の共同利用ガイドブック」を参照**し、各市区町村と協議。

データ連携基盤に関する方針について

（１）　分野別のデータ連携基盤は、原則、各都道府県で１つに限る

（２）　分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で１つに限る

（３）　これらは原則、サービス／システムのカタログが推奨するデータ連携基盤技術から採用する

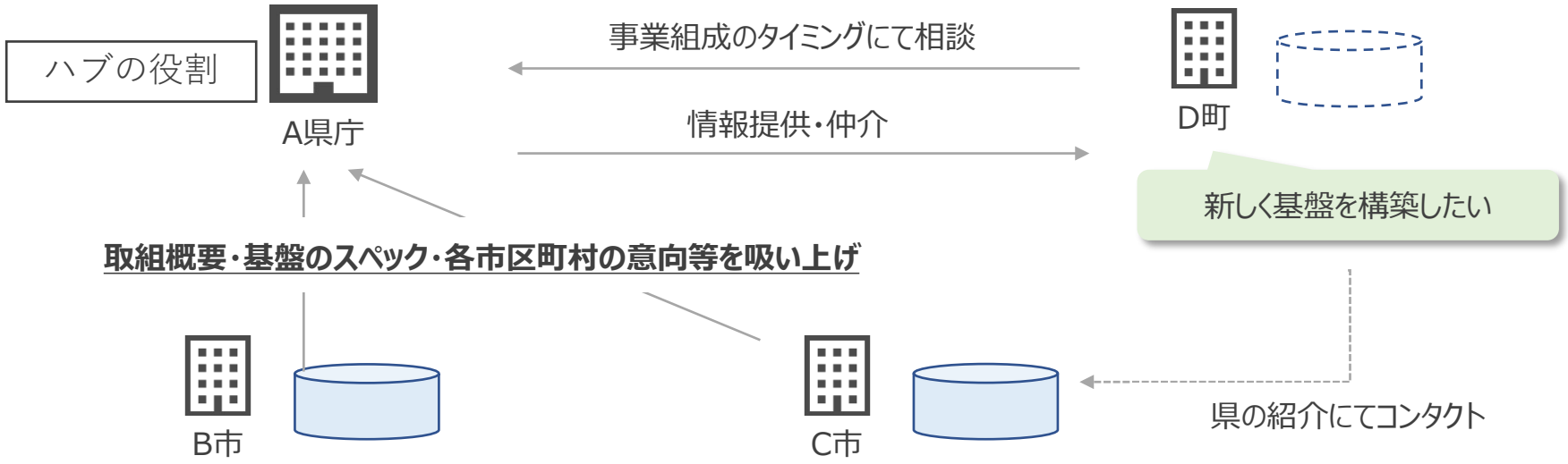

（参考）エリアデータ連携基盤の事業設計において参照すべきガイドライン等

No	名称	関係する実施計画の主な項目	発行元	公開日（最終更新日）	リンク
1	スマートシティ・ガイドブック　第２版	全体	内閣府	2023年8月10日	https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html
2	スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ　第２版	全体（特に、サービスの成果を複数年にわたって計測するためのKPI（３カ年分）、データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方）	内閣府	2023年8月10日	https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html
3	データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項	データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方、セキュリティ対策、プライバシーの確保	内閣府	2023年9月26日	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_230926_privacy.html
4	データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理ガイドブック	データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方	内閣府	2023年9月26日	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_230926_guidebook.html
5	プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0	データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方、プライバシーの確保	デジタル庁／内閣府	2022年3月4日	https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf
6	政府相互運用性フレームワーク（GIF）	データ連携基盤で取り扱うデータ	デジタル庁	2023年8月31日	https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework
7	スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0 版）	セキュリティ対策	総務省	2021年6月	https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf
8	スマートシティ施策のKPI設定指針　第２版	サービスの成果を複数年にわたって計測するためのKPI（３カ年分）	内閣府	2023年4月5日	https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html
9	データ連携基盤の共同利用ガイドブック第1.0版	共同利用ビジョン策定に向けた手引き	デジタル庁	2024年10月10日	https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation

（参考）エリアデータ連携基盤の構築に向けて

【データ連携基盤活用の目的】

エリアデータ連携基盤は、暮らしを支える様々なサービスの間で、積極的に、必要なデータの連携・共有を進めることにより、更に**個人のニーズに最適化されたサービスの提供を実現**するものである。

その構築/導入にあたっては、同じようなデータ連携機能への**重複投資を避けるとともに**、特定のサービスや事業者に**縛られないオープンな仕様**を担保することが、基盤を活用したサービスの設計の自由度とより個人に最適化されたサービスの実現を図る上で不可欠である。

【基本要件】

- データ連携基盤上で複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであるか。
- スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパーに準拠しているなど、データ連携基盤が汎用的に幅広い分野のサービスとの接続が可能なものであるか。
- データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠しているか（例：FIWARE、OASC等）。
- データ連携基盤自体がサステイナブルに提供可能であるための構築・運用方針であるか。
- デジタル庁が推奨するデータブローカー機能（パーソナルデータ連携モジュール、NGSI v2 FIWARE Orion ）を採用するものであるか。
  または、データ連携基盤を介してデータ提供・取得をするためのデータ仲介機能を持つものであるか。
- 事業により得られたデータについてデータ連携基盤を接続する事業者等が取得できるように提供しているか。
- 事業により得られたデータについてオープンデータとして提供しているか。

※イニシャル、ランニングコスト軽減による資金的持続性の確保、自治体間のデータ連携・仕様の標準化等の観点から、データ連携基盤については、個々の自治体がそれぞれ新規構築するのではなく、すでにデータ連携基盤を所有している団体と調整・連携の上、共同利用をしていくことが望ましい。なお、共同利用にあたり、所有側の自治体の既存データ連携基盤に改修費が発生する場合は、負担金扱いとして申請側自治体の対象経費に計上することを認める（収支予定にその旨記載すること）

【補足】Well-Being指標について

Well-Being指標の活用

- これまでのまちづくりでは地域全体の目指す価値観の明示が不十分であり、目的や取組も充分に整合されていなかった。**地域全体のWell-Beingの向上に向けた共通指標を利用することで、価値観や目的をすりあわせ複数サービスの円滑な連携を図ることができる。**
- Well-Being指標の活用をコミュニケーションのきっかけとすることで、**地域全体の目指したい姿の検討がより具体的**になり、**産学官、市民含め、地域の様々なプレイヤーの協力を引き出すことが可能**。また、Well-Being指標をKPIとして持つことで、**地域の様々なプレイヤーが自分たちの活動を評価しやすくなる。**

現状

- 複数事業を包括する街全体の目指す価値観の明示が不十分。各事業が目指すまちづくりの目的や取組もバラバラ。
- KPIの設定も事業毎に独自に設定されており、相互の連関性は低い。

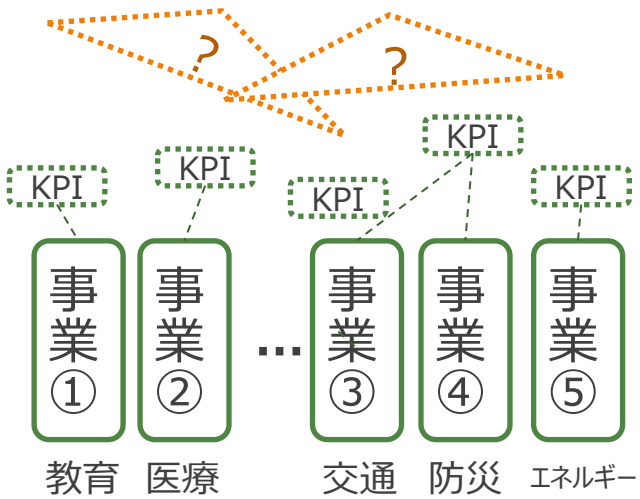

今後

- Well-Being指標を活用することにより、地域全体の目指したい姿の検討がより具体化。
- 共通の指標をKPIとして持つことで、地域の様々なプレイヤーが自分たちの活動を評価しやすくなる。

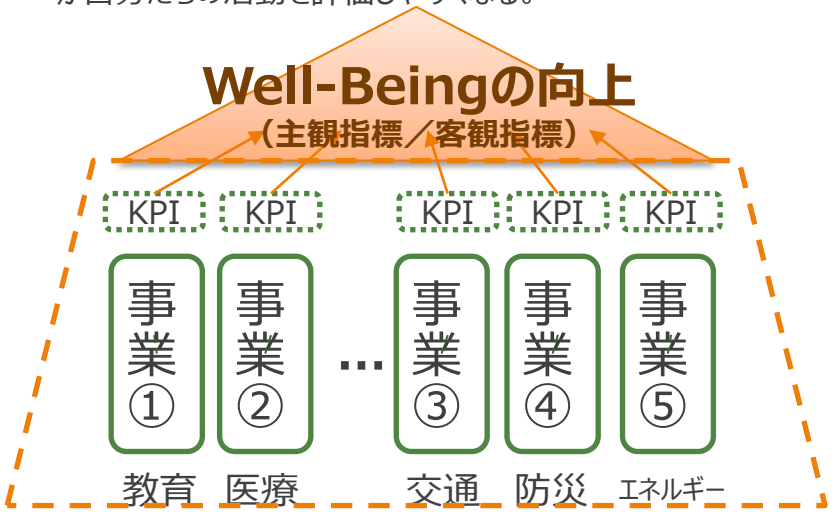

※Well-Being指標の活用の詳細は、別紙に記載

Well-Being指標の活用

- 各種統計データを指標化し、分野間などの比較に用いる**客観指標**と、市民等へのアンケート調査結果を指標化し、時系列での比較に強い**主観指標から構成**。
- **指標の計測結果はレーダーチャートの形で表示**し、それぞれの街の多様な性格を視覚的に表示。エリア間の比較が目的ではないため、ランキング付けなどは行わない。
- 基本的なデータや自治体アンケート調査支援システムなど、**指標の分析に必要となる基本的ツールはデジタル庁から提供。** https://well-being.digital.go.jp/
- **令和３年度補正TYPE2/3採択団体から活用を開始**し、本年度も引き続き活用を推進。

○Well-Being指標の構成要素

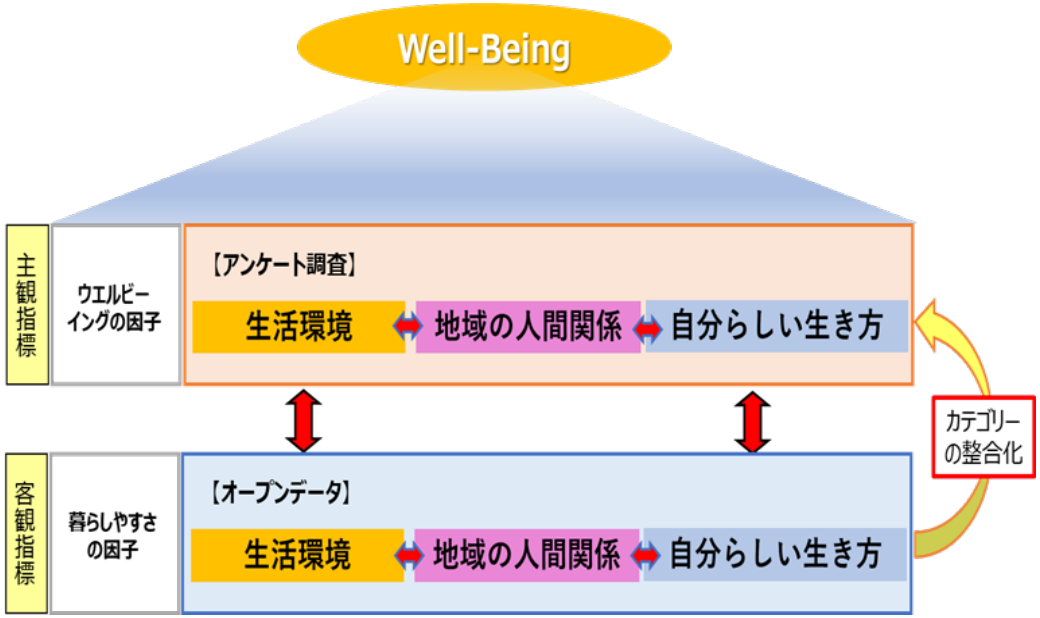

○指標の活用イメージ（レーダーチャート）

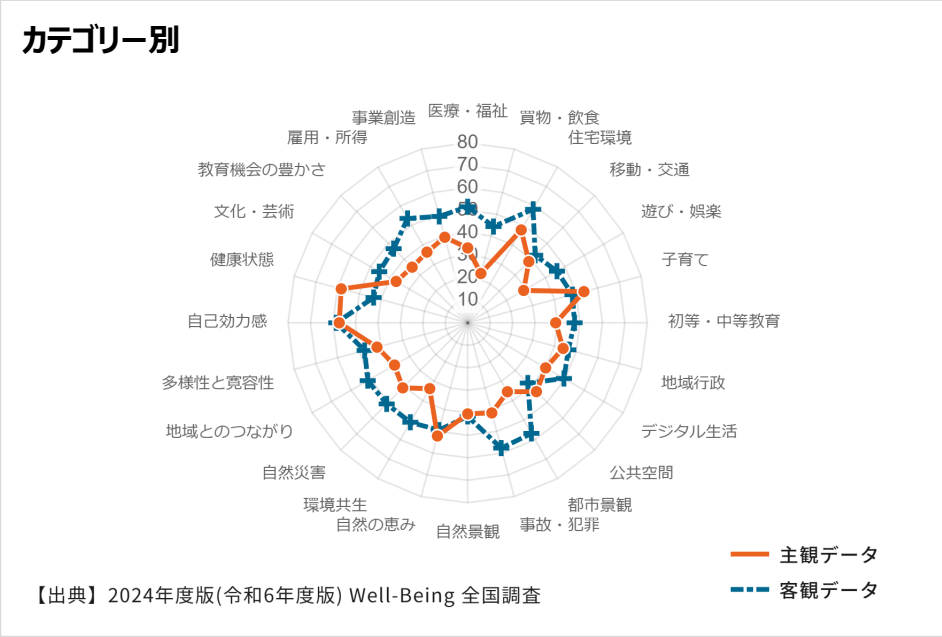

出所：デジタル庁、一般社団法人スマートシティ・インスティテュート資料をもとに作成

Well-Being指標とロジックツリーの活用

「Well-Being指標の分析を通じた重要となる**課題分野**の特定」

- 2023年度より、デジ田交付金TYPE2/3の交付団体に対し、Well-Being指標（WB指標）に基づく地域の課題抽出作業を推奨し、現在、100以上の自治体が取組を実施しています。
- 地域の強みや課題について、WB指標を活用したワークショップ等を開催。重要な政策分野はどこか、市民とともに認識の共有を進めるための、ファシリテーターの紹介・派遣事業も開始しています。

「ロジックツリー作りを通じた、重要となる**施策**及び**関連施策**の特定」

- WB指標分析を経て浮き彫りとなった課題に対し、関連する施策群を俯瞰し、重視すべき施策と相互に影響を及ぼす施策を検証します。
- デジタル基盤を共用した行政サービスのDX事業のため、部局横断的な協働と市民の参画を促します。

部局を越えた共通認識に！
市民との協働のきっかけに！

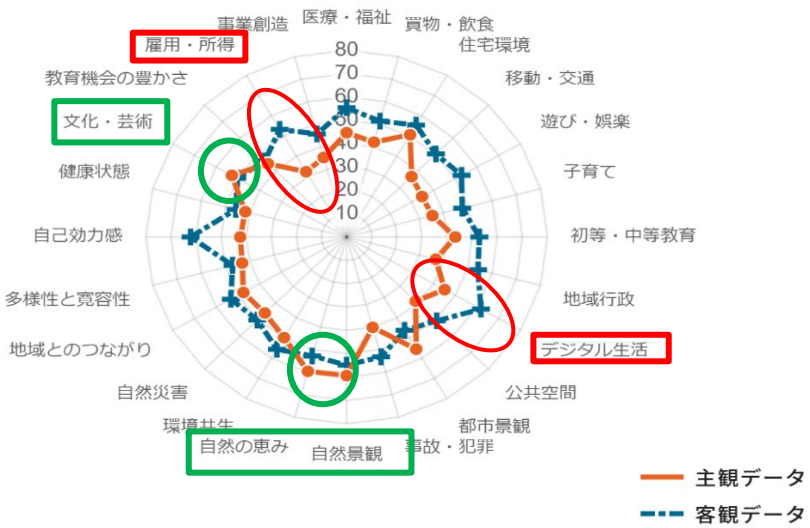

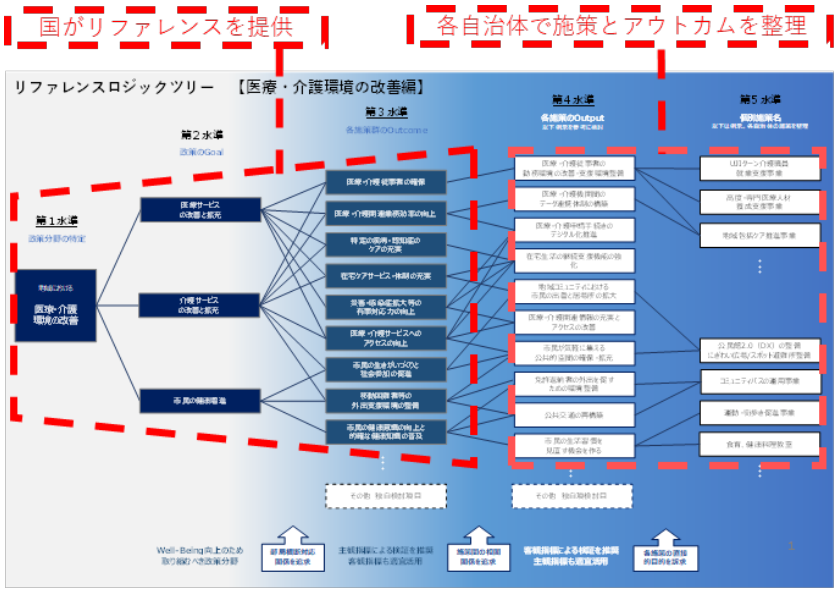

【参考】リファレンス・ロジックツリー

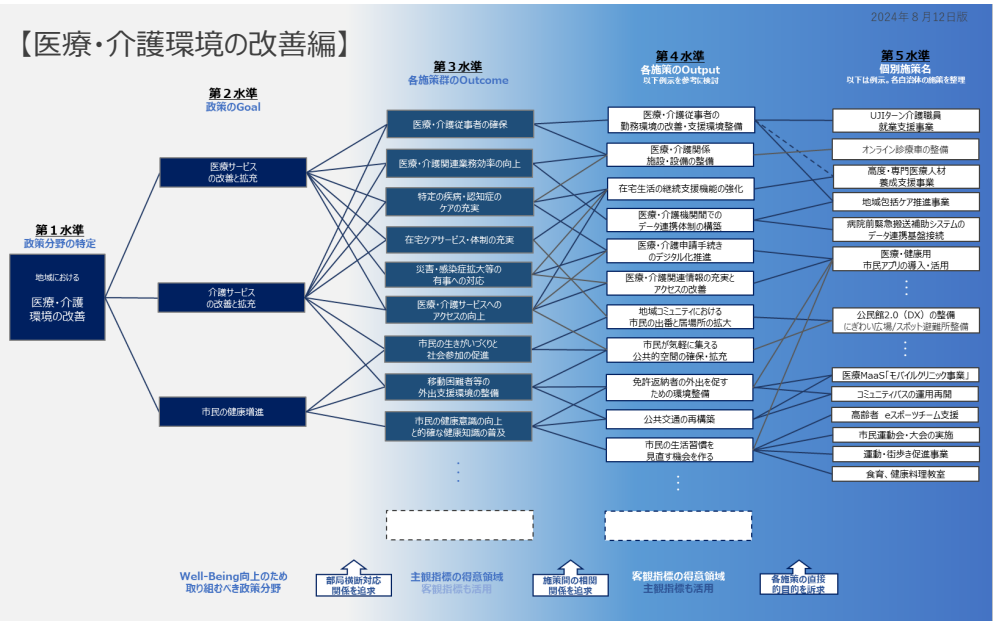

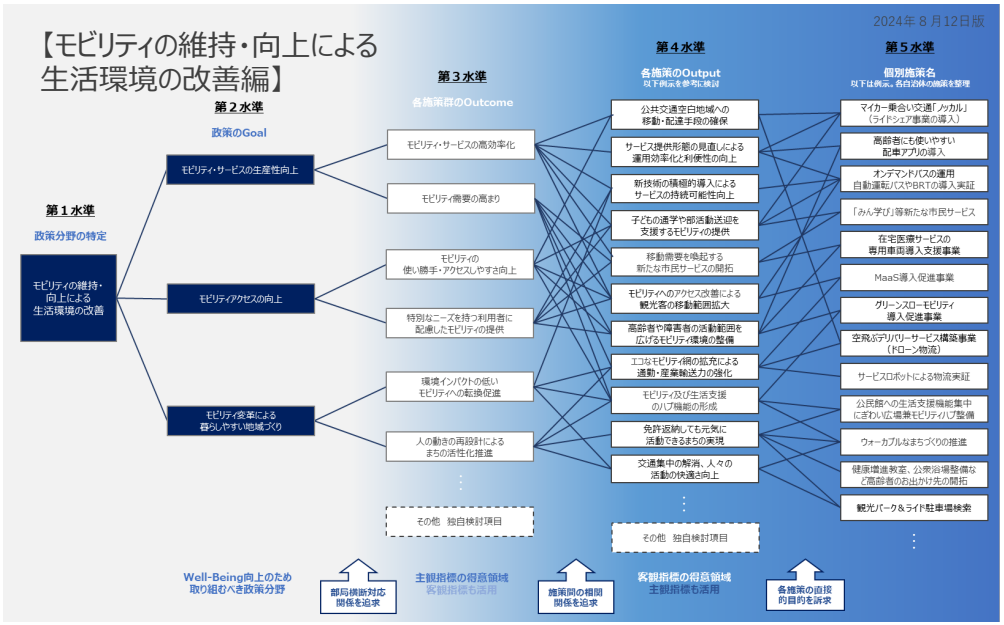

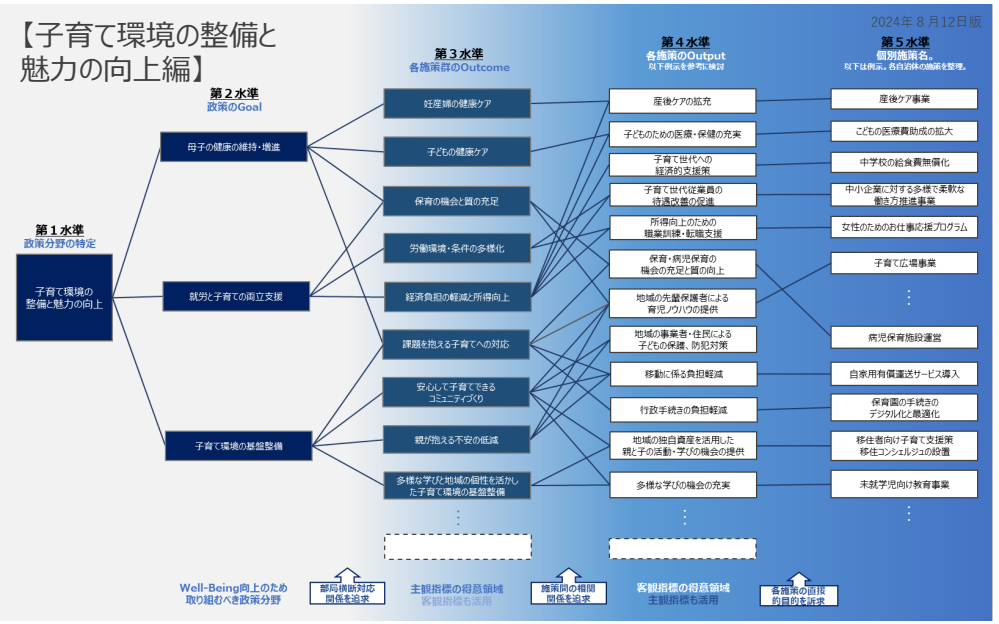

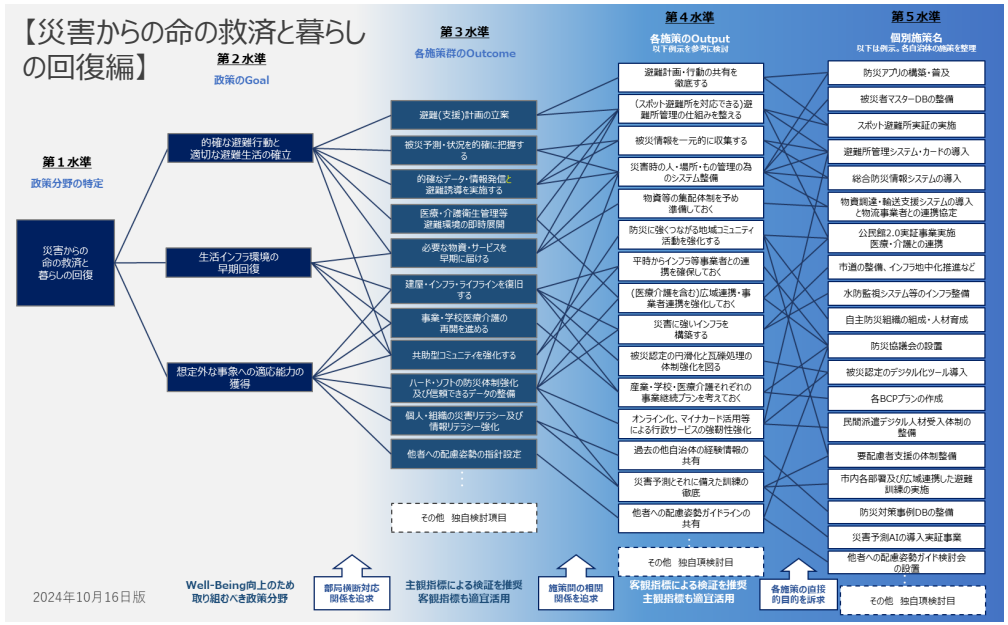

出所：（リファレンス・ロジックツリー活用ガイド）https://well-being.digital.go.jp/downloads/referencelogictree/reference%20logic%20tree_guidebook_20241016.pdf

４-３.デジタル実装型：TYPESの要件

デジタル実装型：TYPES概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- 具体的な分野及びサービスは、デジタル行財政改革事務局が**主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組**を補助対象とする（※各府省における実証等の補助金がある場合は対象外）。
- 審査に関しては、デジタル行財政改革事務局の**各分野を所管するチームと連携し、選定予定。**執行段階においても、EBPMや利用者起点の観点から、伴走支援を実施。

デジタル行財政改革の基本的考え方

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
3. ＥＢＰＭの手法も活用し、ＫＰＩや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

これらにより、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立

×

主な改革分野

※ 先導的プロジェクトに取り組む地域を手厚く支援するTYPESの趣旨に鑑み、R6補正で支援したPJについて、翌年度以降、TYPESにおける採択は行わない。（必要に応じてTYPE1/Vや各府省補助金等を活用。）

<費用スキーム>

事業費上限 **3** 億円（国費上限2.25億円）

行財政改革プロジェクト推進費用 **3/4補助** × 主な改革分野のうち計 **7** 件程度を想定 ※基準を満たすものがなければ0件

＋

委託調査費： **3** 億円程度

利用者起点、ＥＢＰＭ、業務効率化・財政改革に向けた調査・支援事業

＝

最大上限 **18.75**億円程度のウェイトを想定

※国費ベース

デジタル実装型：TYPES（デジタル行財政改革先行挑戦型）の要件

交付対象者

地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第４条第１項の規定による港務局を含む。

申請上限数

都道府県・市区町村いずれもデジタル実装型の申請上限数の枠外

共通要件

① **将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの**
国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の構築を持続可能な行財政基盤につなげる観点から、利便性の向上に加えて、業務効率化や財政改革の効果が見込まれること

② **利用者起点に加え業務効率化や財政改革の観点でKPI設定、モニタリング、効果測定を行い報告すること**
当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることについて、事業執行の中で（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービス提供や利用等の執行状況、事業効果の発現）複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること

③ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**
事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

デジタル実装型： TYPES（デジタル行財政改革先行挑戦型）の要件

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPES	3/4	１事業あたり国費2.25億円（事業費ベース３億円）

地方負担

- デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

その他

- 令和７年度中に国が別途実施する「利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業」において、 TYPESの採択団体に対し、サービスデザイン及びEBPMの観点から伴走支援を行う。当該事業の実施にあたり、委託事業者及びデジタル行財政改革会議事務局と連携してプロジェクトを実施すること。

【関連事業】利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業（委託調査費）

概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に基づき、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**の推進にあたっては、**利用者起点／EBPMの考え方に沿った形で**実証・検証を行う必要。
- **TYPESの効果的な実施のため、**公共性の高い分野における基礎的な調査・分析を行いつつ、**支援対象となる各PJについて、利用者起点のサービスデザイン／EBPMの観点から、包括的に団体をサポート**し、サービスの質の向上にとどまらず、業務効率化や財政改革につなげていく。

利用者起点のサービスデザインアプローチ

✓住民（利用者）の現状の課題整理・分析を行い、地域内でのマーケットニーズやターゲット像の深堀

✓サービスの確実な普及・定着を見据えた住民（利用者）への周知や、住民へのきめ細やかな利用サポート体制の構築に向けた検討

✓サービスの質向上や拡充に向けた、事業実施上の課題・論点整理

⇒住民に寄り添い、利用者起点での**地域の課題解決に繋がるサービスの在り方を検討**

EBPM推進に向けた調査、伴走支援

✓事業設計・執行の各段階（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービスの利用状況、事業効果の見える化）におけるKPI群の提案

✓データソースの特定、データの収集・分析・モニタリング・効果測定を行うための仕組み構築

⇒ EBPMの手法に基づき、**業務効率化・財政改革につながるよう伴走支援**を行い、持続可能なデジタル行財政基盤を構築　※モニタリング結果等は、ダッシュボード等を通じて見える化・公表をすることを想定

TYPESによる先導的取組を横断的かつ効果的に支援するため、医療・教育等の公益性の高い分野におけるデータ利活用・データ連携基盤構築に向けた基礎的な調査・分析等を行う。

デジタル実装型： TYPESの申請手順

TYPESは、TYPE1/Vとは異なり、各募集プロジェクトごとに要件・様式・評価基準が異なります。
申請を希望する各プロジェクトの資料を熟読したうえで、実施計画等を作成願います。
なお、交付決定のスケジュールがTYPE1/Vとは異なりますのでご留意ください。また、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。

各プロジェクト資料

（別添４）
募集要項

＋

各プロジェクト資料

（別紙１）
実施計画 様式

＝

申請するプロジェクトの実施計画
＋
収支予定Excel（共通）

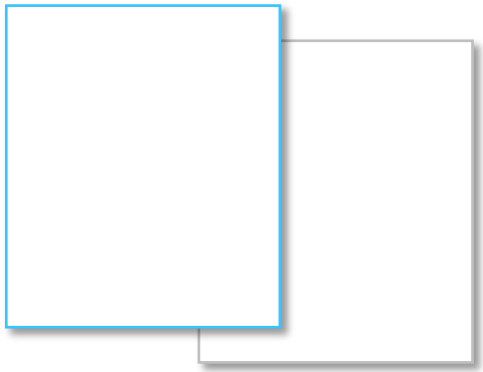

期日までに国へ提出

各プロジェクトによって要件や様式項目が
異なりますので対応するものを確認してください

５. デジタル実装型における留意事項

デジタル実装型：競争入札の原則化

- ✓ 地方自治法において、地方公共団体の行う契約事務の執行は、一般競争入札によることが原則とされます。
- ✓ デジタル実装型においても、システム調達にあたり、十分な競争原理が働く環境の下で、適切な調達が行われることが望ましいです。
- ✓ R6補正デジタル実装型（TYPE1/V）の申請を行う地方公共団体においては、原則として一般競争入札による調達等を行う等、十分な競争原理が働く環境を確保いただくことに留意してください。

■ R6補正デジタル実装型（TYPE1/V）申請事業における留意点

1. **申請事業の実施にあたり原則として、競争入札による調達の実施や複数事業者からの見積聴取等による十分な競争環境の確保を図ることをセルフチェックする**
   →実施計画書内でチェックを行う。

2. **事業完了後に報告する事業実施報告書において、調達等の状況報告を必須化**
   →事業実施報告書において、調達の結果、手法、工夫点等を求める。また、随意契約の場合は理由の説明を求める。

※地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）　抄
（契約の締結）
第二百三十四条
売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
２　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

※松本英昭「新版　逐条地方自治法　第9次改訂版」学陽書房,2017　抜粋
普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもつて、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然であろう。このようなことから、昭和38年の改正において、一般競争入札を原則とする建前を明確にし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされた。つまり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる場合は、後述する政令で定める場合に限るのであり、この政令に定める場合に該当しない契約は、一般競争入札によらなければならない。

デジタル実装型：交付金の具体的使途や実施体制、効果検証の結果等に関する公表

- R6補正デジタル実装型（TYPE1/V）の申請事業から、以下のとおり効果検証の結果等の**公表を義務化**します。
- 各地方公共団体においては、**交付金の具体的使途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**してください。
- また、**産官学金労言等、地域のステークホルダーの意見を踏まえ、KPIの達成度について効果検証を行うことが適切**であり、毎年度の**効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**してください。
- なお、効果検証の過程においては、必要に応じて住民の意見聴取等を行い、今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれます。

地方公共団体のウェブサイトにおいて公表すべき内容

①具体的使途（経費内訳）

大括りした経費ではなく、**事業内容、支援対象者、支出方法（補助、委託等）、設備・備品の種類など、詳細な使途が分かるよう公表すること**。

また、調達における仕様書や調達価格がわかる資料も上記に併せて公表すること。

②実施体制

事業推進主体や委託先、再委託先等を含め、交付金事業を実施・執行する者の役割・関係性が分かるよう公表すること。

③効果検証の結果

事業名称や交付対象事業費、事業概要、KPIの達成状況に加え、実施計画と比較した現況や課題の把握、阻害要因の把握・分析・対応、産官学金労言等の地域のステークホルダーの意見を踏まえた評価の結果、次年度以降に向けた実施計画の見直し内容など、**適切なPDCAサイクルが運用されていること**が分かるよう、具体的に公表すること。

※　旧デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）等の公表手法を参考とし、任意の形式で公表してください。
※　公表状況については、事業実施後に行う、事業実施報告書等において、報告を求めることを予定しています。

６.【参考】実施計画作成にあたるポイント

実施計画審査時のポイント

実施計画は以下審査のポイントに留意しながら、最終化をしていただくことを推奨します

1. **実装するサービスが地域の課題解決等に資するものである**
→事業の実施により解決したい課題や、どのような事業効果があるのか、適切に整理されている

2. **課題や将来像とリンクした、事業の成果を測ることのできるKPIが設定されている**
→成果を直接的に測ることのできるKPIが設定され、事業の成果の計測に適する理由も合理的

3. **官民が連携した推進体制が整っている　※サービス提供事業者は申請時未定でも可**
→事業推進体制内の構成員の役割が明確化され、連携が不可欠なステークホルダーをすべて記載

4. **交付金対象年度だけでなく、次年度以降の計画・運営方針が具体的**
→次年度以降のランニングコストや事業発展のための経費が計上され、財源も確保されている

5. **サービスの改善に向けた手法が具体的**
→利用者の意見を把握する頻度・手法が明確であり、効果検証をする体制が構築されている

6. **経費項目が詳細**
→購入する設備・機器や、委託であれば委託の内容や期間が記載されており、経費の用途が明確

つまづきやすいポイント

事前相談において、ブラッシュアップに向けた指摘が多い事項は以下の通りです

KPI設定が不適切

- 行政内部の目標をKPIとして設定しており、地域住民への効果が確認できない
- アウトプット指標（サービスの活動量）、アウトカム指標（事業による地域への裨益）それぞれの定義に合った指標が設定されていない

次年度以降の運営計画が不透明

- 次年度以降の事業発展に向けた具体的な取組が確認できない
- 次年度以降の収支計画において、歳出は記載されているものの、歳入の記載がなく、次年度以降継続して運営可能かが不明

サービスの普及・定着の手法が不透明

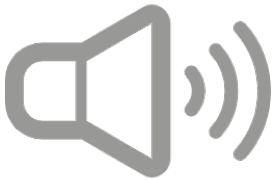

- 実装したサービスをどのように住民等に周知し、普及・定着をはかっていくのか具体的に読み取れない
- サービスを住民等に使ってもらうための工夫（周知媒体、周知に向けた地域団体の巻き込み、手法等）について言及がない

交付対象外事業の主な例

以下の事業は**デジ田交付金（実装タイプ）の主旨に合致しないため、交付対象外**となります

自治体の業務効率化のみが目的

自治体職員（教職員等含む）の業務の効率化が主目的であり、地域住民に裨益する事業ではない

NG例

- 職員の時間外勤務削減を主目的とする事業
- 裨益対象が自治体の業務効率化に限られる事業（勤怠管理システムや、庁内電子決裁システム）

継続的なサービス提供ではない

市場調査や実証実験に止まり、住民等に対する実際の継続的なサービス提供を事業実施年度内に行う事業ではない

NG例

- 年度内は実証実験に止まり、次年度以降に実装
- システムの構築が複数年度に渡り、年度内の実装ができない
- 単年度限りの取組や年1回程度の単発のイベント開催

具体的なサービス実装を伴わない

地域の課題解決のための具体的なデジタルを活用したサービスを実装する事業ではない

NG例

- 中小企業にICT機器を購入の補助金の支給（具体的な対象サービスが特定されていない）
- スマホ教室や人材派遣が主目的の事業
- Wi-Fi整備、PC等端末購入が主目的の事業

令和6年度の会計検査院決算検査報告において報告された事案

QA等にも記載しているとおり、以下の例は対象外経費となりますので注意願います。
なお、当該事象は令和6年度の**会計検査院による決算検査報告において不当事項として報告されています。**申請にあたっては対象外経費が含まれないよう、十分注意してください。

対象外となる例①

- **ランニングコストを実施計画期間を超えて計上しているケース**

  実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提ですが、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、例えば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年（実装計画期間１年、運営計画期間２年）を上限として対象経費に含めることが可能です。（ただし、最長でも令和10年３月までの経費が精算対象として認められる範囲です。）

  万が一、5年間の保守パック等を契約し、当該経費を交付対象として計上している場合は、実施計画期間を超過する部分（4年目、5年目）は精算対象外となります。

対象外となる例②

- **交付決定前に事業に着手しているケース**

  本交付金は、交付決定日より前の事前着手は認められません。また、交付対象事業について交付決定日より前に、支出負担行為にあたる契約の締結を行うことはできません。

  交付決定日よりも前に契約を行っている事業は、たとえ交付決定日以降の経費を計上した場合であっても、当該契約において行う事業ごと精算対象外となります。

採択事業又は既存事業の機能追加について（Q&A集「1.デジタル実装タイプ　全般　-対象事業-」補足資料）

新規サービス同等の拡充とは認められない事例

➢ **住民・地域に対して新規に提供するサービス部分が存在せず、機能追加部分について新規のKPIを設定できない場合は対象外**

①システム更新、リプレースを主目的とした場合

電子入札システムの更新に伴い、
同様の電子入札システムへの更新を行う

②既存事業の継続実施を主目的とする場合

既存の検診のWEB予約システムが好評であること
から、同様に次年度も継続的に事業を実施する

新規サービス同等の拡充として認められ得る事例

➢ **住民・地域に対して新規に提供するサービス部分があり、機能追加部分について新規のKPIを設定できる場合は対象となり得る**

✓ 加えて、機能追加に伴い過年度のデジ田交付金デジタル実装タイプ採択事業において設定しているKPIに上昇が見込まれる場合は、従前のKPIの実績値に上乗せしたKPIを別途設定すること。

✓ 既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体で既に実装しているサービス)における計測済の指標をKPIとして設定する場合は、直近の実績値に上乗せした目標値を設定する必要がある。

①対象を拡大する場合

2024年度に実装したAIドリルを他校で追加実装

2024年度
A校　AIドリル実装

2025年度
B校　AIドリル実装

KPI	**KPI（アウトプット・アウトカム指標）としてB校におけるAIドリルのみで指標**を設定する

その他サービス：キャッシュレス窓口を別の窓口に追加、
保護者連絡ツールを別の施設に追加

②種類を拡大する場合

2023年度に実装したGISに新規レイヤを追加実装

2023年度
GIS　道路台帳実装

2025年度
GIS　水道台帳実装

KPI	**KPI（アウトプット・アウトカム指標）として水道台帳のみで指標**を設定する

その他サービス：コンビニ交付に税証明追サービスを追加
電子申請サービスにキャッシュレス機能追加

デジタル実装型TYPE1　採択事例集及びガイドラインについて

サービス別に採択事例を取りまとめて掲載した「①**TYPE1採択事例集**」、事業推進のプロセス毎の実施ポイントや優良事例等をまとめた**「②事業推進に向けたガイドライン」**をホームページに掲載していますので、上記資料をTYPE1等の実施計画の作成時に参考としてご活用ください。

掲載場所　https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）

- ガイドライン
  - デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）事業推進に向けたガイドライン
- 採択事例集
  - デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）採択事例集（令和3年度補正予算）

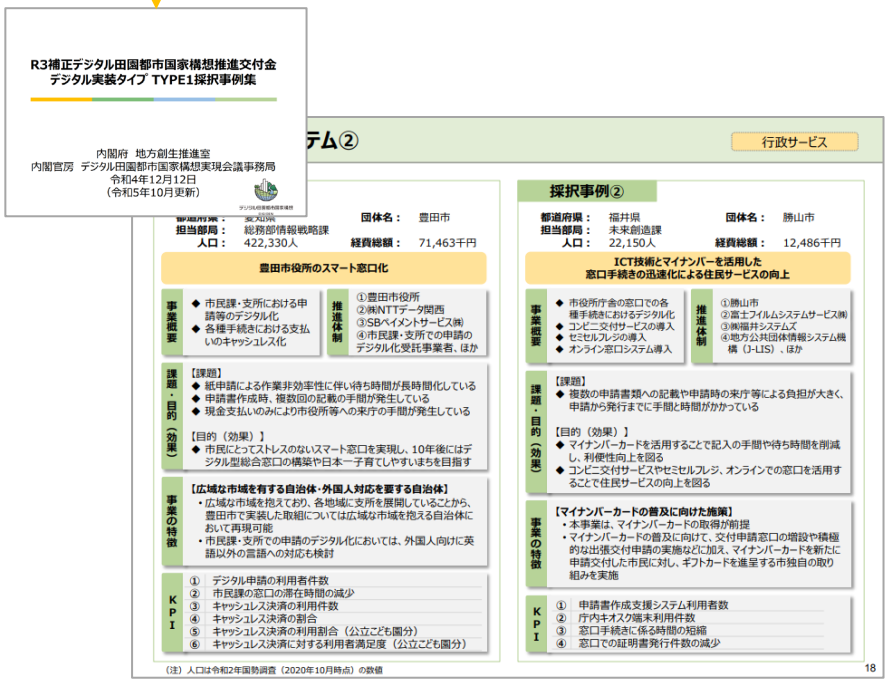

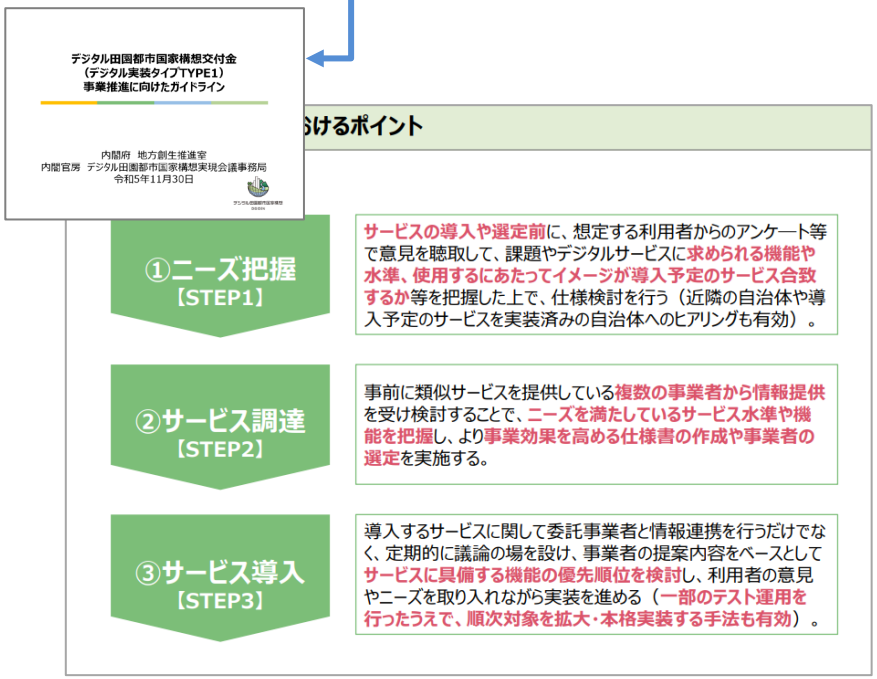

概要資料の掲載箇所について

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ、デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプの**事業概要**を地方創生ホームページに掲載しております。事業の概要や事業費、KPI等が掲載されておりますので、事業組成や類似事例の検索、実施計画の作成に当たり、ご活用ください。

内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォームRAIDA
https://raida.go.jp/

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）

- 各地方公共団体の取組状況

各地方公共団体のデジタル実装状況（令和６年７月３日更新）

※各地方公共団体個別の取組内容については、こちらを参照

RAIDA
デジタル田園都市国家構想
データ分析評価プラットフォーム

デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム（RAIDA：レイダ）上でデジタル実装タイプの交付金を活用したデジタル実装取組事例を検索できます。

7.【関連事業】デジタル実装伴走支援事業

※本事業は交付金の一類型ではなく内閣府の個別委託事業です

【関連事業】デジタル実装伴走支援事業

- デジタル技術を活用した地域の課題解決等に向けた取組みに対し、地域課題の設定やサービスの選定、推進体制の構築、計画策定などに不安を感じている自治体を対象に、地域課題の解決に資するデジタル実装に向けた取組み（デジタル実装型への申請等）の実現に向け、国（委託事業者）による通年の伴走支援を実施します。
- なお、伴走支援を受けるに当たり、自治体の費用負担はありません。

＜デジタル実装型の位置付け＞

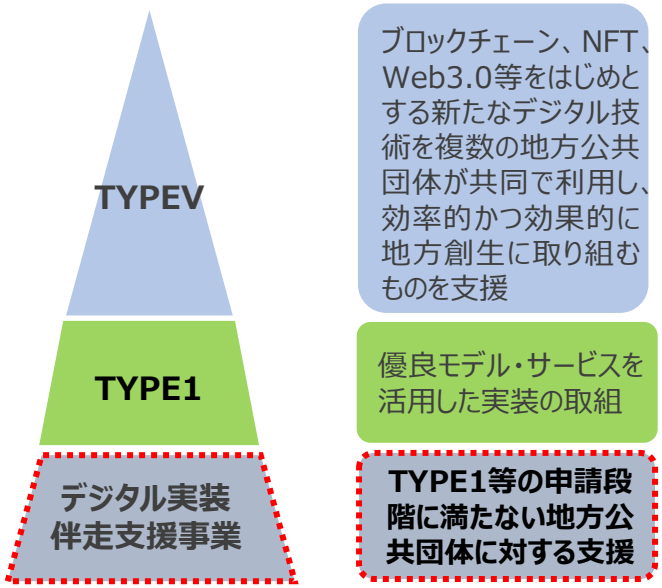

＜伴走支援の対象となる団体の位置付け（イメージ）＞

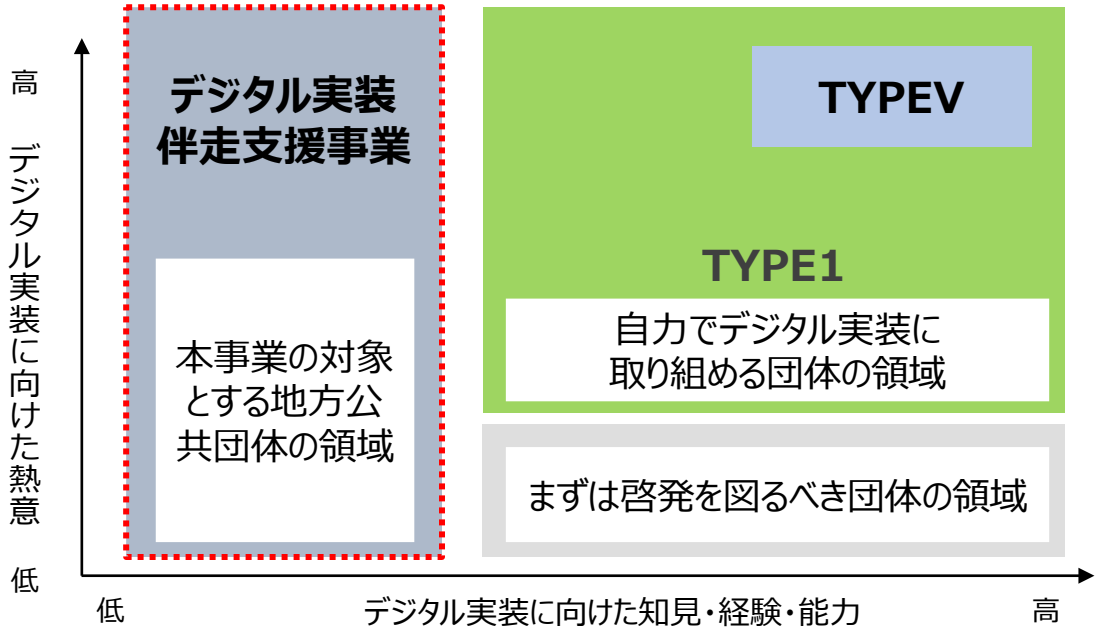

＜本事業のターゲット像＞

自治体の担当者
（実際の声）

- ノウハウや知識がなく、どの地域課題にデジタル実装ができるのかが分からない
- 他業務と兼務していたり、いわゆるひとり情シスの状態のため、デジタル実装に向けた十分な検討ができない
- 人口規模が少なく、デジタルサービスの費用対効果が分からない
- デジタル関連企業との協働経験や接点がない
- 財源が限られている中、デジタル実装を進めていかなければならない　　など

【関連事業】デジタル実装伴走支援事業

伴走支援の対象となる自治体の募集類型は以下のとおり。

【類型①】市町村単独支援枠

・市区町村単位の募集
・採択団体は、国（委託事業者）による伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けたデジタル実装計画を策定

【類型②】都道府県包括スキーム枠

・都道府県と地元デジタル関連事業者の連携体制単位での募集
・都道府県及び地元デジタル関連事業者は連携して、国（委託事業者）の支援を受けながら、対象とする管内市区町村への通年の伴走支援を実施
・選定された市区町村は、伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けたデジタル実装計画を策定

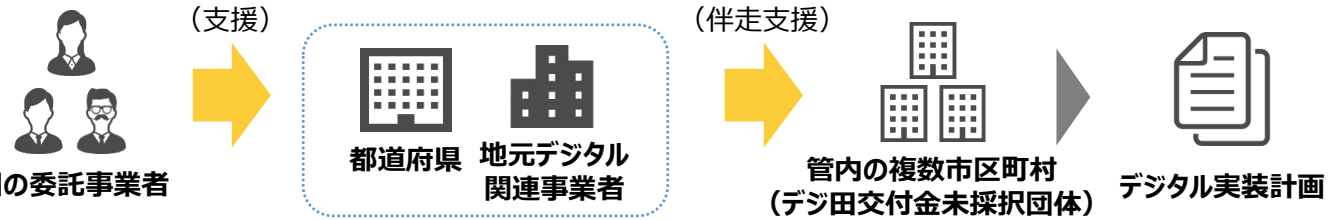

【類型③】広域連携事業推進枠

・都道府県＋管内の複数市区町村または複数の市区町村単位の募集
・採択団体は、国（委託事業者）による伴走支援を受けながら、TYPE1への申請等に向けた、広域での共通サービスの導入に関するデジタル実装計画を策定

（各類型の狙い）

デジタル実装に対する熱意はあるが、ノウハウや経験のない団体を後押しする

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体を、都道府県と地元デジタル関連事業者によって引き上げる

デジタル実装に対するノウハウの少ない団体も含め、同様の課題を抱える複数の団体が連携した取り組みを後押しする

デジタル実装伴走支援事業の自治体向け説明会について

本事業に関する説明会を、12月26日（木）15：00～16：00に実施します。
今回の申請は難しいが、いずれ交付金等を活用し、地域のデジタル実装に向けた取組みを行いたいと考えている団体等におかれては、ぜひ参加をお願いします

■ **説明会の概要**

- デジタル実装伴走支援事業の募集内容や申請要件等について、これまでの具体的な伴走支援の事例、実際に伴走支援を受けた団体の声を交えてご説明いたします

■ **日程**

- 12月26日（木）15：00～16：00

■ **接続先**

- Zoom（ウェビナーID）965 5611 4466　（パスコード）874016

■ **ぜひ御参加いただきたい団体**

- これまでデジ田交付金を活用したことがなく、今回の交付金の申請も難しいが、いずれ交付金等を活用し、地域のデジタル実装に向けた取組みを行いたいと考えている市町村
- デジタル実装に後れを取る管内市町村の底上げしていきたいと考えている都道府県
- 今後、複数の団体と広域で連携をしながら、地域間連携事業として、効率的かつ効果的な実装をめざしていきたいと考えている都道府県や市町村　など

8 .スケジュール

デジタル実装型：TYPE1/V/S等のスケジュール（予定）

各TYPE等毎に一部スケジュールが異なるため、必ず確認の上、余裕を持った提出に御協力願います。
特に、事前相談及び実施計画の締切日時に御注意ください。

項目		TYPE1	TYPEV	（予定） TYPES ・説明会は2月中旬を予定	（参考） デジタル実装 伴走支援事業
事前相談	開始日	12月23日（月）		２月下旬	12月23日（月）
	締切日	**１月22日(水)12時** ※TYPEV事前相談フォーム締切は 1月10日(金)10時		３月上旬	2月28日（金）
実施計画 （※）	開始日	２月6日(木)	1月29日(水)	３月上旬	2月3日（月）
	締切日	**2月12日(水)18時**	**2月5日(水)18時**	**３月中旬**	**２月28日（金）**
内示・公表（※）		３月中旬 予定	３月中旬 予定	４月中旬	３月中旬
交付決定（※）		４月１日（火） 予定	４月１日（火） 予定	４月下旬	（採択内示） ３月下旬

※日程は変更の可能性がありますので、今後の内閣府からの連絡は必ずご確認いただきますようお願いします。

９.予告　各府省施策との連携について

各府省施策との連携について　※交付決定後の案内となります

デジタル実装型TYPE1/Vの採択事業において、各府省が定める一定の条件に取組が該当する場合は、交付決定後に当該事業と親和性の高い各府省施策に係る情報等を案内し、各府省と連携したワンストップ型の相談体制にて支援を行います（施策詳細・選定基準等は別添8を参照）

■農林水産省（農村振興局）
「デジ活」中山間地域

＼地域資源やデジタル技術を「活」用して地域の「活」性化を目指す！／

中山間地域等において、農林水産業を軸とし、様々な産業分野と連携しながら、デジタル技術等を活用して社会課題解決に向けた取組によって活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、支援を実施する。

農林水産カテゴリの取組

■国土交通省（国土政策局）
地域生活圏【国土形成計画】

<「地域生活圏」の形成で変わる地域の姿（イメージ）>

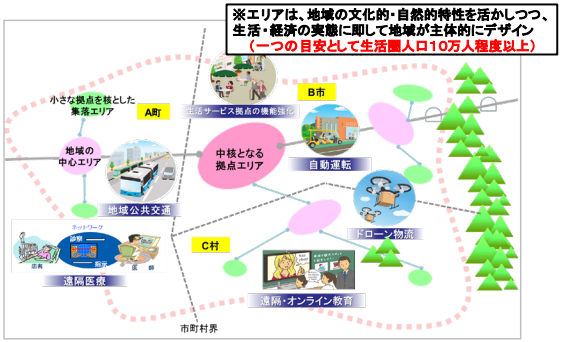

デジタルの徹底活用や官民・多分野・広域の連携により、地域の課題解決と魅力向上を図り、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供されるエリアを「地域生活圏」と位置付け、その形成につながる取組を支援する。

地域生活圏形成につながる取組

■経済産業省（商務情報政策局）
デジタルライフライン全国総合整備計画

自動運転やドローン等のデジタル技術を活用したサービスの社会実装に必要なインフラを「デジタルライフライン」として位置付け、その整備方針に沿った取組に対し、伴走支援等を実施する。

自動運転・ドローン等を活用した取組

＜新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 制度全般／デジタル実装伴走支援事業＞
内閣府地方創生推進室／内閣官房　新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
担当：山内、角田、伊藤、番匠、森川（担当参事官：藤井 信英）
電話：03-6257-3889　Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

＜新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPEV モデル性審査＞
デジタル庁新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPEV）担当
担当：髙田、原、名倉、小山、小林（担当参事官：松田 昇剛）
電話：03-6872-6250　Eメール：dd-type2.3@digital.go.jp

＜新しい地方経済・生活環境創生交付金 デジタル実装型 TYPES＞
内閣官房　デジタル行財政改革会議事務局
※TYPESの詳細については、年明け以降お知らせいたします。

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。